婦人と年少者

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可 昭和三十一年七月五日発行（毎月一回五日発行）第四巻 第七号

37

◆ 売春防止法の成立

婦人少年協会

労働大臣賞受賞・労働省婦人少年局編

明日をになうもの

・働く少年少女の生活文集・

◇労働省婦人少年局が全国の働く少年少女から募集した生活記録の中から五十篇を選び集録したもの

◇目下発売中

Ｂ６判
１５２頁
定価１４０円
〒　２４円

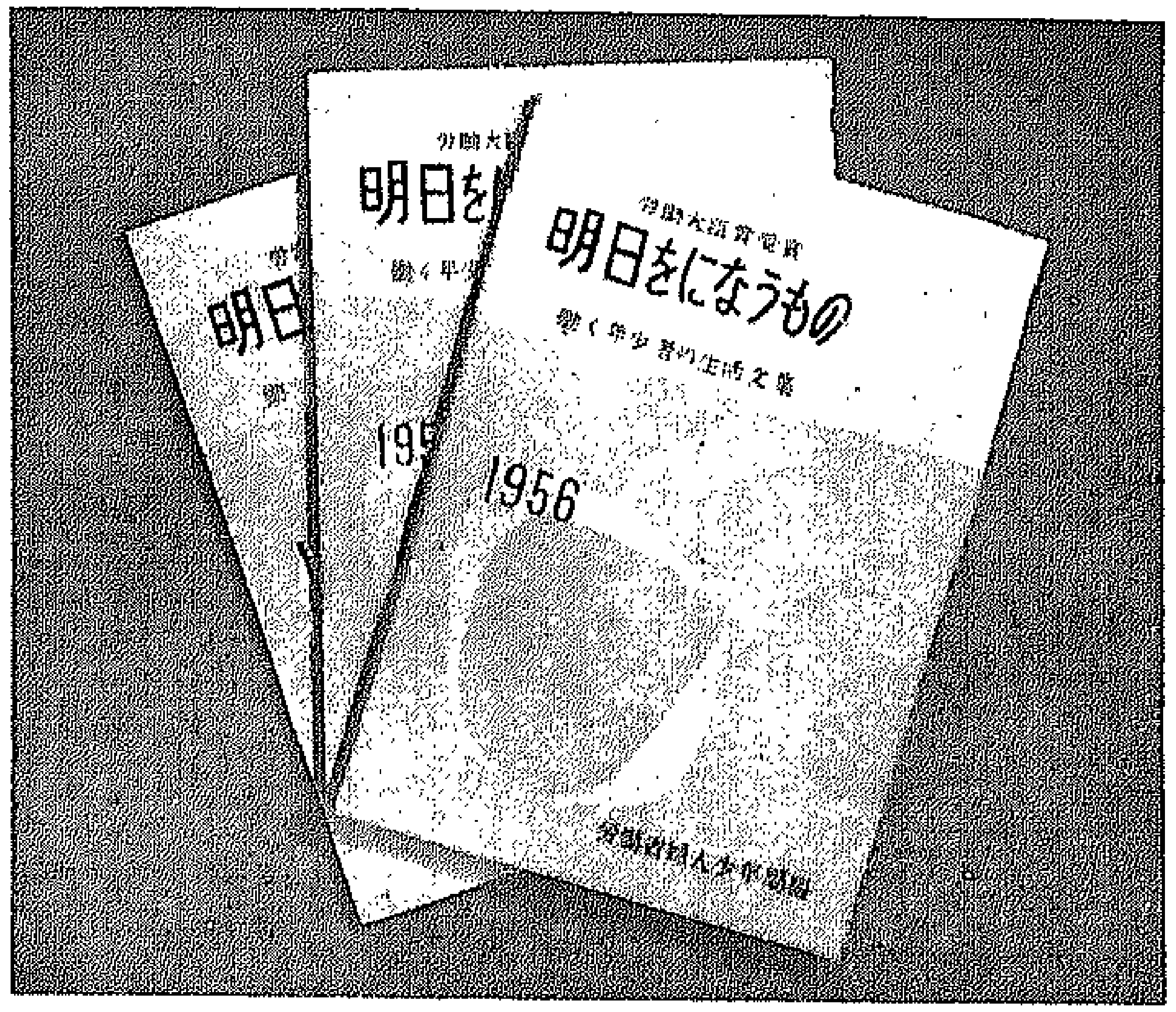

◇親のない子供、苦しい生活の中でも向学心に燃えている子供、暗い生活の中で強く明るく生きようと努力している子供、なぜ自分はこう不幸かと考えている子供――働いている子供はシンを持っている。

（読売新聞社編集局教育部長　金久保通雄）

◇みんな粒がそろって、ある程度のでき栄えである。実生活に徹していて、観念的なことを云っている作文がないのが、一つのよい特長となっている。

（作家・婦人少年問題審議会長　平林たい子）

◇どの一篇をとっても、恵まれない境遇の中で、真剣に生活を追及している姿には敬服した。

（ＮＨＫ教養課長　横尾克巳）

◇ものを見る眼も、考え方も、今年は一段と進んできた。しかし、その訴えは必ずしも強くはない。けれども、これに対してわれわれは襟を正して反省し、その実を示さなければならない。

（労働科学研究所長　桐原葆見）

発行所　婦人少年協会
東京都千代田区神田一ッ橋１の１
振替東京１０７９１４

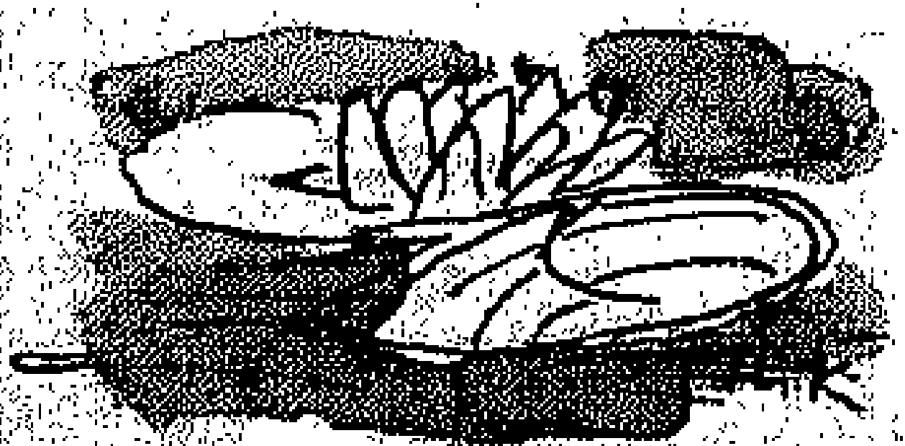

売春防止法の成立にあたつて

労働省婦人少年局長
谷野せつ

売春が婦人の人権をふみにじり、もろもろの社会悪をかもす背徳行為であることは、よく承知されながら、その取締りが、国の意志として力強くふみ切ることの出来なかつたそのかげには売春問題の解決のむずかしさが、日本の社会ではとりわけ根深く、慣習的にも生活のなかに根を下してしまつていたことによるであろう。今度売春防止法が成立して売春をさせる業者や場所の提供者を主体として、その活動の根をたち切る方向が明らかにされたことは、売春問題解決のため、その第一歩がふみ出されたことであり、人類社会の福祉をすゝめる上から、全く意義の深いことゝいわなければならない。

けれどもこの法が生れたことは、そのことによつて、それが直ちにこの問題の解決を意味するものではないであろう。売春の問題については、その問題の解決に際して、法律による処罰や強制力の以前に、すでに根深い解決に困難な、様々な問題があることを知らなければならないのである。

売春防止のことが、日本の婦人達の悲願としてながく叫ばれ、その運動がなされた結果漸く今度の法律を生むに至つたものであることを思うにつけ、この法の成立を新たな出発点として、更らにこの法の効果が、社会の新らしい生活の慣習を作りあげるまで、婦人達は再び、あらゆる角度や立場から、この問題解決のため、努力をしつゞけてゆかなければならないものではないかと思う。

婦人と年少者　三十七号　目次

売春防止法の成立にあたつて（巻頭言）……谷野せつ……1
売春防止法について―法の解説―……勝尾鐐三……2
売春婦の保護更生について……河角泰助……7
売春防止法成立の意義と当面の活動目標……高橋展子……9
座談会　**売春防止法の成立をめぐつて**
菅原通済　福田勝子　勝尾鐐三　谷野せつ　神近市子　高橋展子……11
売春防止法成立まで
―婦人少年局を中心として―……内藤つね……21
ロンドンの売春婦（国際資料）……26
◇**売春防止法全文**……28
資料室
労働婦人のページ……30
婦人界の動き（五月）……31
戦後における婦人問題文献集……32
女子の就業者数と
完全失業者数、平均現金給与……表紙の8
◇**婦人少年局ニュース**……表紙の3
表紙……塚谷政義
カット……中妻仁代

賣春防止法について

勝尾鐐三

一 はしがき

いわゆる公娼制度が我が国における長い因習と、これを黙認する法律制度の下に培われ来つて、何時しか国民生活における伝統的風習として発展し、その存在が今次終戦時迄及んだことは認めざるを得ないところである。もつとも終戦前においても、刑法第一八二条、第二二四条、第二二五条、第二二六条、第二二七条等に規定する淫行勧誘その他人身売買に類する諸行為の禁止、一九〇四年五月一八日パリーに於て締結された「醜業を行わしむる為の婦女売買取締に関する国際協定」、一九一〇年五月四日パリーに於て締結された「醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約」、一九二一年九月三〇日ジュネーブに於て締結された「婦人児童の売買禁止に関する国際条約」等に対する我が国の調印等により公娼制度に伴う人身売買の害悪を防止することに相当程度努めていたことも亦事実であるが、公娼制度それ自体が所謂「必要悪」として容認同様の状態におかれていたことは遺憾ながら事実としなければならない。然し終戦と共に事態は急激に変化したので、新しい日本国憲法の下にあつては、売春をし又はその相手方となるという行為は、それ自身で人間の尊厳を汚し、現在社会一般に認められている性道徳に著しく反するものであり、これを放置することは、日本国憲法の精神に明らかに相反するものであり、社会の善良の風俗を甚だしく害するものであることが漸く広く自覚されるに至り、しかも売春には殆んど常に不法な利益をむさぼる第三者が介入し、かよわい女性を利用してその貪欲を満して来たばかりでなく、そのために暴行、脅迫又は監禁等の非道な手段さえ用いられてきたことに対しても、このようなことは平和で健康な文化国家の建設を目的とする我が国にとつて、たえられない汚辱であるとの声も漸く強くなつて来たのである。こうした時勢の進展と共に、昭和二二年勅令第九号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」職業安定法（第三二条、第三三条、第三七条、第四〇条、第六四条、第三六条）児童福祉法（第三四条第一項第六号、第七号、第九号、第六〇条、労働基準法（第五条、第一一七条、第六六条、第一一八条、第一四条、第一二〇条、第一七条、第一一九条、第五八条、第一二〇条）等が逐次制定施行され、他方いくつかの地方公共団体はいわゆる「売春条例」を制定して、婦女に対し売春を強制乃至義務づけるような一切の行為や制度を否定することを図つたのである。そうしてこれらの法規は、部分的には売春の防止に役立つて来たのではあるが、その制定の時期、立法目的等を異にし、条例については事項的、地域的な範囲に制限があり、売春防止という一本の目的の下に筋金の入つた取締りを実施する上には、少からぬ支障困難があり、遺憾ながらその実を挙げるに十分ではなかつたのである。そのため、かねてから綜合的立法措置の必要が叫ばれていたのであるが、その実現をみないまま現在に至つたのであるが、遂に今第二四回国会において本法律が成立し、近々公布の運びとなつたものである。広く国家的な立場から、統一された方法で売春の防止をはかろうとするこのような綜合的単一立法は世界にもその例をみないところで、けだし画期的なものといわれる所以であろう。

二 条文の解説

（第一条）は、この法律の目的を明らかにしたものである。この目的を達するためにこの法律がとろうとする方法の一つは、売春を助長する行為その他売春に関係のある行為で、特に悪質なものに刑罰の制裁を加えようとするもので第二章（刑事処分）の規定がそれである。処罰の対象となるのは、主として、売春に介入して不法な利益を得ようとする行為その他売春を助長するおそれのある行為である。方法の二つは、売春を行うおそれのある女子に対し保護更生の措置を講じようとするので、第三章（保護更生）の規定がそれである。

（第二条）は、売春の定義規定である。対償すなわち売春をすることに対する反対給付としての経済的利益は、売春の相手方自身から直接に受ける必要はなく、第三者から間接に受けても、あるいは、相手方に代ってこれを負担する第三者から受けても、売春であることに変りはない。「不特定」の相手方とは、不特定の人間の中の任意の一人という意味で、大ざつぱにいえば、対償さえ受ければ不特定な範囲の中から相手を選ばないで性交するのが売春であるということである。いわゆる妾とかオンリーとかよばれているある程度継続的に相手方が特定されている場合でも、当該女性の淫行とその者への利益の提供とが切離すことのできない相対関係にあり、従つて、その相手方との関係が終れば、更に不特定な相手方と同じ関係を結ぶであろうと認められるときは、矢張り相手方は不特定であるということができると思う。昭和二九年一〇月四日大阪高等裁判所第五刑事部は「昭和二二年勅令第九号にいう『婦女に売淫させることを内容とする契約』とは、婦女に対価を得て淫行をなさしめることを内容とする契約を汎称するのであつて、婦女の淫行と婦女えの利益の提供とが切離すことのできない相対関係にある場合は、たとえその外に婦女の生活援助の趣旨を含めてその利益が提供せられるときであつても、その提供せられる利益の名目如何に拘らず、婦女に売淫をさせることを内容とする契約と解して妨げない」と判示している。売春防止法が出来ると安妾が全国に氾濫するであろうと言つた人があるが、名前は妾に変つても実体は「性交によつて利益を得る」という実体に変りがないわけだから、売春であることに変りはないと思う。なお売春の主体は、女性に限らず、男性もその主体となり得る。芸者はこの法律の適用がないという説があるが、芸者でも売春をすれば、この法律にいう「売春」であることに矢張り変りはない。

（第三条）は、売春をし、又はその相手方となる行為の禁止を宣言したものである。これらの行為は、社会道徳上好ましくないものであるだけでなく、法律上も違法な行為であることを明らかにしたものである。ただ、この規定に違反した場合の罰則は定められていない。現在の社会事情の下にあつては、売春婦の売春行為については、その違法性は明白であるが、その責任性において刑罰を以て臨むことが果して妥当であるかどうかは、なおよく検討する必要があろうし、売春をし、又はその相手方となる行為のように、立証が極度に困難であり、かつ、徹底的な立証をしようとすれば、人権侵害の非難を免れ難いものにおいては、むしろ、立法政策上これを除外することが賢明であるという観点に立つものである。純潔教育の普及徹底、国民の自覚と相俟つて、本法律の適切な活用によつて「売春をし、又はその相手方となる行為」それ自体を処罰することによつて達成しようとする目的は相当程度これを達成し得ると考えるのである。なお、売春行為それ自体と売春婦を自己の支配下においてこれに売春を強制乃至は義務づけてその収益金の上前をはねて搾取する置屋制度とは截然と区別しなければならぬことは当然で、この両者の結びつきは決して必然的なものでなくその混同は許されない。

（第四条）は、第二章の罪の捜査にあたる警察及び検察庁の職員等この法律の実施に携わる者に対する注意規定である。この法律の施行が一

般市民の私生活とかなりの関係をもつことが考えられるので、特にこの点を注意的に規定したものである。

（**第五条**）は、売春をしようとする者が自らその相手方を勧誘する行為等のうち、社会の風紀を害し、一般市民に迷惑を及ぼすものを取締る趣旨である。第一号の「勧誘」とは、特定の人に対し、言語、身振り、動作等によって、売春の相手方となるように勧めることである。「ちよいと遊ばない」と声をかけたり、触れなば散らんの挙動をする等がこれに該当する。

「公衆の目にふれるような方法」という中には、室内から、路上の人を勧誘する俗な言葉でいえば、呼び込みをする場合も含まれる。なお、たまたま相手方とすべき者以外に他に人がいないときでも、普通にそういう方法で勧誘すれば人の目にふれるような場合、例えば、深夜人通りのない路上で勧誘する場合も含まれる。第二号は、勧誘の準備行為のうち特に公衆の迷惑になる行為を規定したものである。「公共」の場所とは、公衆の利用し得る場所を意味し、広場、公園等はもとより、興業場、飲食店等も含まれる。第三号は、自ら売春をする意思のあることを多数の人に表示し、相手方となるものの申込を待つ行為を規定したものである。新聞広告欄に「交際を求む…」或は「援助を求む…」といった広告類がこれに当る場合が多いであろう。

（**第六条**）は、売春の周旋及び周旋人の勧誘行為等を規定したものである。「周旋」とは、売春をする者とその相手方となる者との間で売春行為が行われるように仲介することで、現実に売春行為が行われることや売春をする契約が成立することは犯罪成立の要件ではない。いわゆる牛太郎とかポン引を取り締ろうというわけである。

（**第七条**）は、人に何らかの不法な圧力を加えて売春をさせた者の処罰規定である。

第一項前段は、「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」第一条と同じである。義理人情の機微につけ込み或いは恩顧愛顧の情誼を利用する等婦女を心理的に拘束し、困惑させ自由な意思に反して売淫をさせることによって成立する。「困惑」させてというのは、心理的威圧又は自由意思の拘束によって、精神上の自由判断を失わしめることをいうので、雇主が婦女の売淫行為に対し特に干渉しない場合でも、夜具布団や枕の用意をしたりしてずるずる売春をせざるを得ないような慣行的雰囲気において前借金等による心理的拘束を受けているのを利用して、その意に添わない売淫行為をなさしめる場合もこれに該当する。又婦女が困惑しないと信じても、婦女そのものがそれによって困惑を感じて売淫した場合は、本罪の成立を妨げないと解したい。同項後段は、親族の情誼を利用し、やむをえず売春をやらざるを得ないように仕向ける場合を規定したものである。従来の実情からみて、これによって売春の行われることが非常に多く、しかも、親族関係という人倫関係を利用して売春という不法な行為をさせることとは、社会道徳上特に強く非難さるべきことと考えられたからである。

第二項は、暴行又は脅迫を手段とした場合であり、第三項は、第一項及び第二項の罪の未遂罪を規定したものである。

（**第八条**）は、売春によって得られた利益の分前にあずかる行為の処罰規定である。

（**第九条**）は、売春をさせる目的で、人に財産上の利益を供与する行為の処罰規定である。このような行為は、経済的な利益によって人の自由を拘束し、心ならずも売春をさせるおそれが多い上に、従来も、売春と密接な関係を保っておったので、本条によってこれを防止しようというわけである。供与する「財産上の利益」には何らの制限もなく、金銭、動産等を交付することはもとより、債務を免除すること、その他金銭に見積ることのできるあらゆる利益が含まれる。「供与」とは、有償、無償を問わず、利益を相手方に移転する一切の行為を指し、また、売買のように対価を受取る場合であっても、貸金等のように将来返還する約束があっても、供与に該当する。ただ「前貸その他の方法により」とあるから、売春をする意思のある者とする経済的取引が、すべてこれにあたるのではなく、利益の供与によって、相手方に対し、何らかの事実上の影響を及ぼし、相手方に売春をする意思を生じさせ、又はこれを強めるような方法を用いる方法が必要である。でないと、米屋が売春婦に配給米を売ったり、八百屋や魚屋が売春婦に野菜や魚を売ったりすることまで処罰されては大変なことになるからである。

利益の供与は、売春をする者に対してするときだけでなく、第三者に対してする場合であっても、その第三者と売春をする者との親族関係その他の密接な関係により、売春をする者に対してするのと同一の効果があるようなときは、矢張り本条にあたるので、子に売春をさせるため、親に前貸をする行為は本条によって処罰されることになる。

（**第十条**）は、「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」の第二条第三条と同一である。契約は、明示的合意の場合に限らず、暗黙的合意によっても成立する。何も契約書に売春云々と書いてあることは必要ではないのである。

（**第十一条**）は、売春を助長するおそれのある行為のうち、もっとも行われ易い場所の提供を処罰する規定である。「提供」とは、売春に利用しうる状態に置くことであって、貸与その他の処分をする権限のある者が占有権を移す場合はもとより、場所を事実上占有している者が一時的に使用を許可するような場合も含まれる。また、利用し得る状態におくだけで提供があったということになるから、提供を受けた者が実際にその場所で売春行為をしたかどうかは、本条の罪の成立に直接影響はない。「情を知って」というのは当然のことを明記したに過ぎない。刑法第一三〇条（住居侵入罪）の「故ナク」という用例と同じである。情を知っていたかどうかは、あくまで客観的に、証拠によって判断されることであり、従って「私は情を知りませんでした」と主張しても、他の証拠によって、情を知っていたと認定されることのあることは言を俟たないところである。世上、芸者や待合は本法の適用を受けないようにいわれている向きがあるが、とんでもない話で、芸者が待合で売春をした場合、待合の女将がそれを知って部屋の用意をすれば当然場所提供罪が成立し、仲介すれば周旋罪も成立して処罰されることになる。

第二項は、いわば営業として場所の提供をした場合の処罰を規定している。この法律の施行によって、いわゆる売春施設の経営をそのまま維持することはできなくなり、旅館、下宿等の名目により、売春の場所だけを提供する営業態が増えるのではないかと考えられるので、特にこれを重く処罰するために設けた規定である。

（**第十二条**）は、人に売春をさせることを業とする者の処罰に関する規定で、この法律中もっとも重い罰則が定められている。この種の行為は、売春を助長する行為のうちでもっとも悪質であり、もっとも被害の大きなものであるからである。「自己の占有する場所」とは、所有権、賃借権その他の権利に基いて占有する場所をいい、「管理する場所」とは、必ずしもこれを占有する権限を有するわけではないが、事実上その場所の使用について相当程度の発言権を持っている場合をいうものと解される。アパート業者と一定の契約を結び、そこに女子を居住させ呼出等の方法によって、これに売春をさせる場合は、管理する場所に居住させることになり、自らはアパート等の賃貸借に関与せず、ただ売春をする者を容易に連絡のとれる一定の場所を指定してこれに居住させる場合は「自己の指定する場所」に居住させる場合にあたるものと解される。売春をさせられる者の数には別段の制限はなく、たとえ一人であっても差し支えなく、なお、売春をさせる場所についても制限はなく、自己の占有する場所で行わせる場合でも、他の場所で行わせる場合でも、本条の罪の成否には影響がない。一部業者の中には、看板を塗り変えたり、その他色々手を変え品を変えて今の業態を続けようとする者もあるとの事であるが、法律は「表の看板」によって左右されるものではなく、中味に適用されるものであることを銘記されたいものである。

（**第十三条**）は、第十一条第二項の場所の提供を業とする者及び前条の売春をさせることを業とする者の幇助行為のうち、特に悪質なものを通常の幇助犯より重く処罰する規定である。

（**第十四条**）は、いわゆる両罰規定であり、

（**第十五条**）は、併科規定である。

（**第十六条乃至第二十二条**）は、売春を防止するためには、単に刑罰の制裁を科するだけでは不十分であり、適切な社会政策を同時に実施する必要があるので、既存の公共の福祉に関する施設の活用、現行法令の適切な運用を図るほかに、新たに都道府県に、性格、行状又は環境に照して売春を行うおそれのある女子及びその家庭につき必要な調査指導を行い、或いは相談に応ずるための婦人相談所を設置することとし、このような女子を発見し、その相談に応じ、必要な指導を行う婦人相談員を都道府県には置

くこととし、市には置くことができることとし、なお都道府県は、右の要保護女子のうち必要と認める者につき収容保護を行うための婦人保護施設を設置することができることとし、なお右の婦人相談所、婦人相談員或いは婦人保護施設の設置その他都道府県又は市の支弁する所要費用については、国が一定額を負担又は補助することを規定したものである。

（附則）は、必要な経過規正を定めたものであるが、その（第四項）は、この法律の施行が地方公共団体の条例に及ぼす効力を明らかにした宣言的な規定である。

三　むすび

以上売春防止法の立法に至る迄の経緯その背景と各条文について簡単に述べた次第であるが、この法律の刑事処分に関する規定が施行される迄の間は、決して売春業等が容認されるものではなく、現行法規を活用して、証拠の蒐集に遺憾なきを期して、取締りを逐次強化することになろうと考えられる。この法律制定に関連して、種々の反対説を耳にするのであるが、事の枝葉末節を過大評価して、その根本を見失うことのないようにしたいものである。一片の法律をもってしては、決して売春を防止できるものではなく、関係行政措置の充実推進と国民の協力の下に、この法律の適切な運用を図って始めて効果を挙げ得るものであろうと考えるものである。

〔附記〕本文はすべて筆者の個人的見解であることを念のために申し添えておきたい。

――参議院本会議可決の日に――

（法務省刑事局参事官・検事）

公娼制度の医學的評価

国際婦人同盟の機関紙、国際婦人ニュース一九五五年八月号に「公娼制度の医学的評価」と題して、同同盟の平等道徳水準委員会委員長チ＝イフ・コリソン女史の文章が引用されている。それは、アメリカ陸軍の一軍医がアメリカ医学協会誌一九五五年五月七日号に発表したものに基いており、強制検診を行う公認娼家における〝安全〟を反証するものである。

「アメリカ陸軍々医大尉を勤めた人が、現在イタリーのレグホルンで行われている公娼制度を解説しているが、彼の言うところによると、イタリー政府の保健担当官やその助手や警察の悪徳退治班の人達は、皆公娼制度に賛成で、この制度の弁護のために紋切型の議論を吐くのである。即ち、彼らは次のように信じている。

1.「公娼制度は性病予防を確実にする」医療計画が秀れていることが公娼制度のよいところとして挙げられる。

2.「公娼制度は貞操を守る」すなわち気まぐれな兵隊などは、娼家が公然と開いていれば、善良な婦人を困らすことなくまっすぐ娼家へいくであろう。もしこれを止めると多くの既婚未婚の婦人が誘惑されるであろう。

3.「公娼制度があれば、売春をギャングが支配することがなくなる」公認の職業となれば、これが犯罪や破壊的行為と結びつかなくなる。例としてアメリカにおける酒の販売禁止、それにともなうギャングの支配、そしてこれが合法となると又ギャングもいなくなったことが挙げられる。

さて、軍医は、これらの主張を調べ、次のよう述べている。先ず、新しい性病患者十四例のうち十二が公認娼家で伝染されたものであった。そしてそれぞれその売春婦を調べてみたら、皆その日又は前日に検診を受け伝染性はないと証明をされていたものであって、こういう条件があれば、悪徳退治班も、彼女達が働くのを中止させる権限はないのである。

〝何故このような矛盾がおこるのだろうか〟という疑問に対して、この米陸軍軍医は骨盤炎症性疾病の細菌学的診断が技術的に大変困難であることを挙げており、慎重に正直な検診が行われても、この種の非伝染性は、決して確実に保証することはできないのである。故に「伝染性なし」というような証明は無意味であり、誤った是認の口実を与えることになることを指摘している。

又彼は婦人の〝貞操〟を守る効果については何もいっていないが、しかし、この制度がむしろ若い男を誘惑する可能性のあることを挙げている。彼の患者の平均年令は二十一才半で、そのうち十二人ははじめて娼家へ行った者ばかりであった。

第三の主張、即ち売春をギャングの支配から除くということについては、この軍医の言葉を借りれば〝公娼制度奨励の口実としてこれだけでは甚だ心細い〟であろうということである。

売春婦の保護更生について

――売春防止法の成立――

河角泰助

昭和二十八年の第十五国会以来ひきつづき数次に亘って提案され、何れも廃案又は否決の運命にあった売春関係の立法が、今国会において、なんの障害もなく短期間のうちに政府原案通り成立したことは、この法律の内容に、なお、不備不充分な点を存しているとしても、極めて複雑困難な売春問題の解決に国が積極的に第一歩を踏み出したという意味において、まことに画期的な事であると言わなければならない。

今回成立した売春防止法は、過去数次に亘り国会に提案された売春関係諸法案と比較して、いろいろな点で異っているが、その中で特に大きな相異点は、売春婦又は転落のおそれのある婦人の保護更生について、これを法律の中に取り入れて規定したということである。これらの婦人の保護であるとか、自立更生のための援助であるとかについては、一般の人と同様に生活保護法なり児童福祉法なりの適用或いはその他の、現在既に行われている福祉の施設や制度の活用を図ればよいのであって、一般の人より厚いというか、特別というか、そういった保護が何故に必要であるのかという議論もあるのであるが、あらゆる社会福祉に関する諸施策がこの問題のために有機的に円滑に動くようにするためには、やはり中心となってはたらく機関なり施設なりが必要であるということが確認されて、保護更生に関する規定が取り入れられたわけである。もともと、従来の売春関係諸法案が国会において流産の憂き目をみた主な原因の一つは売春婦等の保護更生の施策がこれに伴わないということであった。売春に介入して不法な利得を得ようとする者が罰せられるのは、十分理由のあるところであるが、売春婦については、これを処罰の対象と目すべきよりもむしろ救済の対象と目すべきではないか、従ってこれらの人々に対する保護更生の措置が伴わずして、徒らにこれを罰することは納得がいかないというわけである。売春婦については、処罰よりも保護更生の措置がさきであるというのである。こうした意見が強く結集されて、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女の保護更生を図ることの重要性にかんがみ、これを単に行政措置に委ねるをもって足るとすべきではなく、法律上明文をもって明らかにすることが適当である。」との売春対策審議会の第一次答申内容の一節となったのである。

売春防止法は総則、刑事処分及び保護更生の三章から成り、保護更生に関する第三章の規定は、総則とともに昭和三十二年四月一日から施行される。第二章の刑事処分に関する規定は、それより一年あとの昭和三十三年四月一日から施行されるが、保護更生の規定を先行せしめて、刑罰規定を発動させる前になしくずしに転落婦人を救済し、刑事処分の規定の施行を円滑ならしめようという趣旨である。その内容を簡単に記すと、三十二年度から、都道府県に婦人相談所を設置し、婦人相談員を置かねばならない義務が課せられ、また市も必要があれば婦人相談員を置くことができることになっている。更に都道府県は、必要に応じて婦人保護施設を設置

することになつている。そしてこれらの施設や機関の設置運営に必要な費用については、国庫から一定率の負担金又は補助金が交付されることになつている。

この種の婦人保護事業は、従来も行政措置によつて不完全ながらなされてきている。即ち、昭和二十三年以来宮城、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫及び福岡の七府県に十七か所の婦人保護施設が設けられ、地方公共団体が自らこれを経営し、或いは救世軍等の宗教団体又は社会福祉法人等にその経営を委託している。婦人の収容定員は約七百名で昭和二十九年までに約一万五千名の婦人を収容保護してきた。婦人相談所については神奈川県が他にさきがけて昭和二十七年十二月にこれを設け、三十年五月からは約二十名収容の一時保護施設を併設して今日に及んでいる。このたびの法律は、こうした従来の制度をひろく全国的におしひろめたものといえる。即ち婦人相談所は前述のとおり、三十二年度から各都道府県におかれるが、さしあたり本年度は先ず六大府県、北海道及び福岡に設けられ、婦人相談員は本年度から全国に四六八名置かれることになつている。

婦人相談所は、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」――これを「要保護女子」といつている。その中には家出娘等の、これから転落するおそれのある女子も含むのであるが――の相談相手となつて必要な保護や指導を行うための都道府県の統一的な窓口になるわけである。これらの人達に対してとる措置として、具体的には、帰郷のあつ旋をしてやること、生活保護法或いは児童福祉法の適用、母子福祉資金の貸付、世帯更生資金の貸付等の措置が適当と認められる者は所管の福祉事務所へその措置を依頼すること、職業のあつ旋又は補導を必要とするときは職業安定所、職業補導所へ紹介してやること、そしてこれらの措置がとれるまでの間一時保護施設に収容すること、また家がないとか、家へ帰すことを適当としないとか、その他ほかの措置では如何ともしがたい場合には、婦人保護施設へ引き渡すことなどが考えられる。

婦人相談員は、都道府県又は市の非常勤の職員であつて、婦人相談所の触角ともいうべきもので、売春環境上必要と認められる地区の福祉事務所に駐在して要保護女子の早期発見に努め、又相談に応じて必要な指導を行うのである。

婦人保護施設は相当期間施設に収容して必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行い、要保護女子の正常な社会生活への復帰を助けるための施設である。法律の上では、都道府県の任意設置の形になつているが、これは各都道府県により売春環境が異るので、本法実施の状況を勘案して、必要に応じて設置する建前としたのであるが、婦人保護に関する各種の措置のしめくくりという意味からいつて、何時でも必要に応じて収容保護し得る態勢を整えておくことが望ましいわけである。

以上でこの法律の中における要保護女子の保護更生につき、そのあらましを述べたのであるが、先ず気のつくことは、この法律が要保護女子の保護更生のために設けようとしている機関や施設即ち婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、それ自体独自でとり得る援護の措置というものは、極めてその範囲も狭く、またその内容も限られたものであるということである。婦人保護施設へ収容保護することでさえも、制度としては、半年なり一年なりの期間ののちには社会へ送り出さなければならないものであるとすると、ここでも社会の受け入れ体制というものが問題になるわけである。従つて、要保護女子の実質的援護はむしろこれをとりまく諸々の社会福祉の諸施策に期待するところが多いのである。婦人相談所や婦人相談員は、各方面の協力を得て、要保護女子を更生のルートに如何にスムーズに乗せてやるかということが重要な仕事であるのである。要保護女子の保護更生が真に実効を挙げ得るためには、婦人相談所や婦人相談員などの積極的な活動もさることながら、他のあらゆる社会政策が整備充実されなければならない。

八十年になんなんとする廃娼運動が漸く実つて売春防止法は一応の成立をみた。これがあしがかりとなつて売春環境の払拭という大変困難な仕事がこれから始まるわけなのである。法の実施の過程において、具体的事例の取扱を通じ保護更生のためのより有効適切な方策の発見樹立に努め、一歩一歩その内容を強化充実していくことが今後の責務であろう。

――厚生省社会局生活課長――

売春防止法成立の意義と当面の活動目標

高橋展子

売春とは、「報酬をうけ又はうける約束で不特定の相手と性交すること」(註)である。元来男女の愛情の高揚に伴つて、双方の喜びとして自発的に行われるべき性行為を、全く金銭上の理由から、何処の誰ともわからぬ相手と機械的に行うということは、まず売春婦自身にとつて、きわめて非人間的な悲惨な行為である。とくに、第三者――いわゆる売春業者――の管理下にあつて、あたかも店頭の商品のようにあつかわれ、日夜十名にも上る男子に玩弄されることを生活のすべてとし、しかもその代価の大半をそれら管理者に吸いあげられる組織売春下の売春婦の生活は、文字通り白色奴れいのみじめさである。

（註　売春防止法第二条。なおこの法律においては売春の主体を女子に制限せず男子をもふくめているが、実態としては男子の売春行為は例外的であるし、本稿においては女子の問題としてのみとりあげるものである。）

さらにまた、彼女たちの生活は、いたましいと同時に背徳的である。すなわち彼女たちは、性の尊厳をきずつけ、男子のなかの肉欲のみをかきたて、怠惰と頽廃でまわりの空気を汚染して、いわゆる社会の善良の風俗を害し、あまつさえ性病を伝播するのである。

この不幸な、しかも反社会的な売春婦の存在、とくに業者管理下の公然たる売春に従事する婦女の存在は、婦人の地位の向上をねがうもの、人類文化の進歩をねがうものにとつて、けだしたえがたい痛恨事である。そこで日本でも明治以来、各方面の先覚者たちによつて廃娼（公娼制度の廃止）が唱えられ、とくに戦後は人権意識の高揚に伴つて、売春をなくそうとする努力が各方面で行われて来たが、婦人少年局でも、設置後日も浅い昭和二十三年以来この問題をとりあげて、婦人問題として、その解決のために大きな努力をして来たのである。

さて、売春婦の不幸の、あるいは背徳の本質は、人間の行為のなかで最も親密な、いわば全人格的な性行為が、精神ときりはなされて、肉体としてのみ行われること、また自発的な愛情の行為としてでなく、商品として男子の欲望を満たすための道具になり下つていることにあるといえよう。

こういう意味の性の堕落は、しかし、売春婦だけの問題ではない。めかけの多くについても云えることであり、また正常の夫婦関係においても、愛情の相互的な表現としてでなく、妻が夫へのサーヴィスとしてのみ性行為を行う場合には同様な不幸と背徳が存在するといえよう。

長い間、家族制度のもとで男女の愛情を否定した日本社会では、男女の接触はとかく肉欲だけのものとなり、それも一方的に男子の満足のためのものとなりやすく、それに婦人の経済力の低いことも加わつて、今日でも婦人の性は男子の性の道具でしかないことが、通常の結婚生活、社会生活においても少なくないのである。

こうした屈辱と堕落から婦人一般の性が解放されて、婦人の性の自律的な自由が得られることこそ、真の女性の解放であると同時に、男子をもふくめて、人間の性の価値と喜びを高めるものである。そしてこのことをぬきにしては、婦人問題としての売春問題の解決は考えられないと思うのである。

さてこのたび売春防止法の成立を見たことは各方面の多くの努力の結実としてきわめて意義がふかい。婦人少年局では前にものべたように昭和二十三年以来婦人問題の一環として売春の問題をとりあげて来たが、当初から組織売春を非とするとともに、売春婦女に対する保護更生の必要性を強調する立場をとつて来た。今日までの間に行つた方策については別項に詳しいが、わずか数年前までは関係機関や有識者の間においてさえ、組織売春必要論が少なからずあつたことを思うと、今回組織売春の追放を眼目とする本法が、ともかく満場一致で国会を通過したことは、感慨無量なものがある。

しかし売春問題は本来非常に複雑な性格をもつものであり、従ってこの対策も、単に本法律による取締りや保護更生措置のみでは十分でなく、きわめて多岐にわたる経済的社会的方策の綜合的な実施を必要とするものであることはいうまでもない。婦人少年局では今日まで調査、資料の作成配布、啓蒙活動、相談業務等各般の活動を行い、とくに法律制定のための世論の啓発に努力して来たが、法律成立を機に、今後はとくに婦女の転落防止に重点をおいて対策をすすめたいと考えるが、とりあえず本年度は売春対策として大要次のような事業を実施する予定である。なお売春対策費として本年度は労働省を一本にして計上されたので、職業安定局で実施を予定するものもあわせてのべる。

一、調査活動

従来、売春対策樹立の資とするために、集娼地域、散娼、相手方、親元、年少者の人身売買業の実態を調査し、また本問題に関する世論の調査を行って来たが、今年度はとくに適正な転落防止策を講ずるための基礎資料を得るために、売春婦の転落原因を明らかにする調査を全国的に実調する予定である。また長欠児童の側から辿って、いわゆる人身売買の実態を明らかにすると同時に、調査過程において、被害婦女の保護の措置も講じるべく計画されている。

二、啓蒙活動

売春問題の発生は、単に経済問題にのみよるものではなく、一般社会の通念や習慣に起因することが大きい。すなわち、婦人の人権軽視、あるいは婦人の側における無知や勤労意識の欠如、長い間の公娼制度の結果としての売春是認の風潮、家庭軽視の慣習などが売春行為を誘発していることは明らかである。

こうした社会の通念や慣習のなかの売春誘発の要因を排除して売春行為の発生を防止するために、婦人少年局ではこれまでもひろく公衆を対象として、売春行為の悪であることの認識を深めるよう啓発するとともに、人権尊重、婦人の実力向上、近代的な男女関係の確立等をよびかけて来たが、本年度はとくに法律制定の趣旨や保護更生措置についての周知を加えて、啓蒙活動を活発に行う予定である。

三、相談業務

婦人少年局では、従来も各都道府県婦人少年室及び婦人少年室協助員を通じて、売春関係婦女に対する相談業務を行って、転落防止、保護更生をはかって来たが、本年度は新たに各室に専門の相談員（婦人少年室婦人問題相談員）を配置し、また協助員を五百名増員して、この業務を強化することにした。法律の成立によって売春関係婦女を専門に扱う機関として各都道府県に婦人相談所、婦人相談員が設置されることになったが、婦人少年局ではこれらの機関をはじめ、各社会福祉機関と連絡をとりながら、転落のおそれある婦女の早期発見、相談、紛争の処理、生活指導、就職助成等のケースワークを強力に行ってゆきたいと考える。

四、就職助成活動

転落のおそれある婦人や、売春婦で更生をのぞむものは、一般には、だいいちに就職する能力をもたないものが多いので、婦人保護施設に収容して、生活訓練、授産等を行うことが適当であるが、しかし職業につく意志と能力のあるものも必ずしも少なくない。こういう者に正業をあたえて一般社会に復帰させ、有用な市民、有能な働き手とすることこそ、転落防止、保護更生の窮極の目的といえる。労働省では、公共職業安定所の公共職業補導所において一般婦人に対して就職のあっせん、職業補導事業を行っているが、その場合これらの婦女も差別なく取扱うことによって、その就職を助成している。本年はとくに婦人のための職業補導施設の拡充を行うことによって、これらの婦女の転落防止、職業更生にも役立つよう計画されている。

なお就職助成の対象となる婦女で、とくに必要なもののために、就職支度金、技能修得資金、技能修得に伴う生活資金等を貸付ける「就職助成資金制度」についても婦人少年局で検討をすゝめている。

五、周旋行為の規制強化

売春をさせることを目的として婦女を業者に周旋する行為は、いわゆる人身売買を構成し売春行為を誘発するきわめて悪質なものであり、職業安定法によって十年の懲役又は三万円以下の罰金が課せられる。

労働省では従来から職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業に関する規制を行うことによって売春婦を周旋する行為の排除に資しているが、とくに本年は、この規制を強化して、悪質な周旋行為の発生を阻止し、売春婦の給源を断つべく計画されている。

六、連絡調整活動

婦人少年局では婦人問題の連絡調整の機能を通じて、従来も売春問題の綜合的解決のため、各関係機関との連絡をはかって来たが、今後もこの活動を活発に行って、各般にわたる売春対策が婦人の地位向上の観点から適正に行われるよう促進してゆく予定である。

七、売春防止特別活動

従来も毎年一定期間を設けて特に売春防止のための特別活動を行って来たが、本年はとくに啓蒙活動、調査の実施、相談業務の強化等、綜合的な特別活動を全国的に展開する予定である。

——労働省婦人少年局婦人課長——

売春防止法の成立をめぐって

6月22日
如水会館において

出席者

参議員議員	神近市子
法務省・検事	勝尾鐐三
売春対策審議会委員長	菅原通済
矯風会慈愛寮長	福田勝子
労働省婦人少年局長	谷野せつ
（司会）同婦人課長	高橋展子

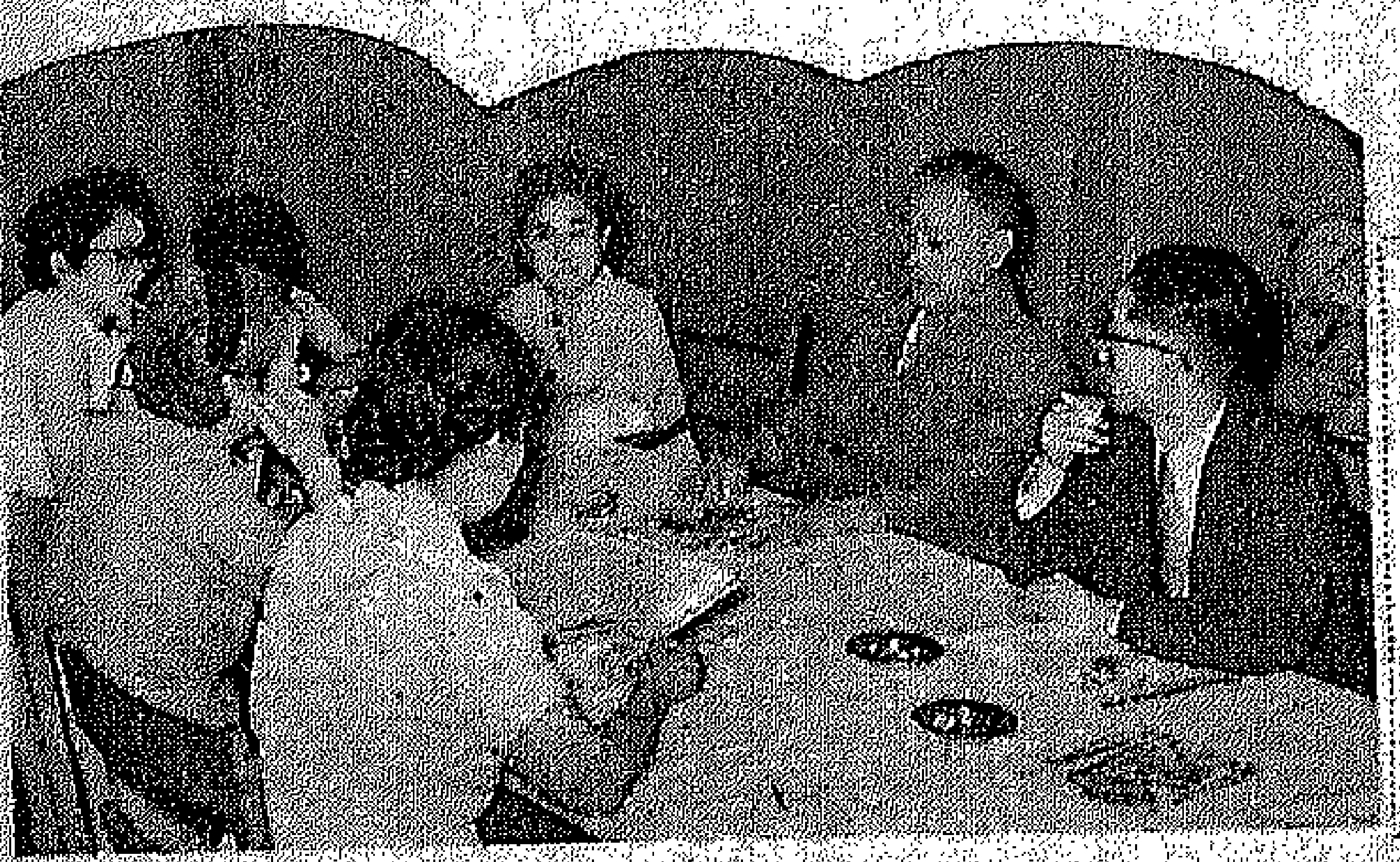

左から勝尾，菅原，福田，（一人おいて）後向き
高橋，神近，谷野の諸氏

高橋　きょうの座談会は売春法ができるまでに、どういう苦労があったか、その間のいきさつ―裏話を伺いたいのでございますが、始めから順を追って回顧するということになりますと、大へんに長くなるわけでございます。

一応時期を幾つかに分けて考えますと、売春処罰法が最初に出た昭和二十三年から昭和二十七年頃までは、準備的な時期で各機関がばら〳〵にやっておりましたね。婦人少年局では二十三年以来この問題をとりあげいろいろ調査や啓蒙をして参ったわけで昭和二十七年に神近先生を会長とした婦人少年問題審議会から売春の綜合的な対策の答申なども出ておりますが、そういった時期から、昭和二十八年になって関係官庁がこれを正式に取り上げるという動きが出てきた。それが後に協議会というようなものに実を結んでいったわけでございますが、そこでいろ〳〵と根本的に問題が討議された。そういった第二期があった。それからいよいよ今年に入りまして、はっきり内閣に法律によって売春対策審議会が設置されて、そこの努力によって今度の法律が生み出された時期。大まかに区切るとそういうふうになると思いますが、これを序の口からお話しして参りますと、とても時間がございませんので、順序を逆にしまして、今回の審議会と国会といったところから始めて、時間がありましたら前の方にもさかのぼっていただきたいと思います。

それでは早速ですが、今度の法律はザル法といわれていますが、本当にそうなのかどうか、またザル法の目はどこか、云い出したのは誰かというようなことについて、いろいろ伺いたいと思います。

◇ザル法という言葉について

菅原　私からいいますと、あの言葉は朝日新聞が作ったと思うんだ。

神近　私は先生のお名前でザル法というのが新聞に出るまでは絶対に使わなかったんですけれど、あれから安心して……会長さんがみずからお教えになったんですもの。

菅原　そうじゃないんだ。あれは参議院の議員会館で座談会がありましたね。あの時あの法律のことを評して、水の漏れるところは大分あると言ったのを、朝日の伊藤君がザルとうまくつけたんだ。大へんいい言葉だけれども……（笑）それでこっちがつけたことになっちゃったんですがね。ザルだからいいじゃないかと僕は言う。そう言わざるを得ないから、方々へ行って講釈して歩いている。あれは朝日の伊藤君ですよ。しかしうまいよ、一等賞だ。（笑）

勝尾　ザルという言葉は、私新聞で拝見しまして、技術的な面で、法律の形として非常に作り方がまずくてザルと言われるのだとすると、いささか心外だと思ったんです。しかし、この法律で取締り当局が完全にこの法律の意図する売春防止ができるか、こう開き直られると、必ずやってみせますと断言はいたしかねる。そういう意味で、ザル法と言われても、内心不満でも黙って甘受せざるを得ないわけです。

実は私個人の考えでは、果して今国会にこの法律が通るだろうか、という点については、私自身はむしろ悲観的な見方が強かったのです。それで審議会が始まりまして、矢継ぎばやに隔日おきくらいに会議が開かれる。そして次から次へ、第何次案を出すようにとか、資料を出すようにと言われまして、実は私も上司の方に相談するひまがなかったのです。

それではなぜかといえば、私は法務省の一員として発言するわけですから、当然私の発言は法務省の意見としてとられるわけなんですけれども、私、刑事局長にも、あるいは次官にも、大臣にも十分御相談するひまがなしに、審議会が終ると直ぐ自分で鉛筆書きをして、タイプに回すというような作業で、アッという間に最後まで進んだのです。それであとでこれが法務省の見解かと開き直られると、万一そこに致命的な欠陥があったら、私自身は腹切りものだと思い、この法案が審議会で非常に超スピードでいったので、私自身はいまに致命的な欠陥が出るのじゃないかという心配を持っていたのです。従ってあとからザル法と言われても、とても啖呵を切るだけの自信がなかったというのが、率直なところなんです。

菅原　それは勝尾さんがザルの解釈を間違えているので、ザル法というのは私の解釈をいえば今おっしゃったように抜け穴だらけの法律という意味じゃないんです。まだこれからいろいろしなきゃならん仕事がたくさんあるのだから、丼のように水ごとそっくりすくってしまったら、中にいるお魚を腐らせなきゃならない。だから小さいものはこぼれても、まず大きいものだけはすくうザルである。つまり網であって……

神近　網の方がよかったですね。

高橋　神近先生の方の解釈は、また違ってるんじゃないですか。

神近　いや、菅原会長がザルと言って下さったから、これはいいあんばいだと思って、ザルだザルだと書いておいたんです。そうしたら世間がザルの目はどこだということに気をつけてくれるようになって、これはやはりある程度改正ということも考えなくちゃならないと、かえってそれを促進してくれたような感じがいたします。勝尾さんがさっき会の始まる前におっしゃっておりました「ジュリスト」でしたか、宮沢先生の文章は、私もどこかでちょっと拝見したように思うのですが、これは大へんいい文章だった。勝尾さんのお仕事に対して全面的に称讃していらっしゃる……。

勝尾　激励された形なんです。それでザルの目はどこにあるのだということが問題になるのですが、新聞等で見ておりますと、ザルの一つの穴は、単純売春を処罰していないところだ、これは私はある意味において当っていると思うのです。もう一つは芸者や待合が全部この法律の適用を受けない、これは大きなザルの目じゃないか、そういうような論があるのですが、これは私に言わせれば、芸者が対価をとって性交する、いわゆる売春行為が行われれば、芸者自身は普通の婦女が売春をした場合と同じように、それだけでは罰せられない。しかしながらその芸者とお客との間の仲もちをした者、それがもし待合のおかみであれば、その待合のおかみは周旋で当然処罰される。また待合自身も、芸者が売春をするのだということを承知の上で待合の場所を提供すれば、当然処罰される。もし看板だけが待合で、実質はもっぱらそういうことばかりやっているのだということになれば、業として場所を提供したというので処罰される。そういう意味で、芸者であろうが、待合であろうがこの売春防止法にきめられた行為をすれば当然処罰される。そういう意味では、決してザルではないと思っているのです。

そこで単純売春を処罰しないことがザルであるかないかという点について、宮沢さんはこう云われているのです。単純売春を処罰しなかったのは、むしろ立法者としては賢明な措置であろうと思う。というのは、単純売春行為を処罰する規定を置いた場合に、おそらく実施できないだろう。そうすると結局あってなきがごとき法律になるし、また場合によっては取締り機関によって悪用されるというおそれもある。宮沢さんが心配されるのはむしろ施行期日を二年近くも置いたという点で、これは悪いことであるということを法律として認めているのだから、一日も早く施行するという態勢の方が筋が通っていると思う、へたに二年も期間をおくと、その間に反対の議論や悪質な運動が行われて、骨抜きにされるような心配をはらんでいる。自分は施行期日を二年も延ばしたことについては大反対だ。もう一つは、この規定自身は一応まことによくできているけれども、果してその規定がうまく働くだろうか、いまの訴訟法の建前からいうと、非常に疑点がある。自分はこの規定をほんとうに働かすつもりならば、当然推定規定を考えるべきで、推定規定がなかったということが自分としてはむしろザルの名称に価するのじゃないかと思う。この点はぜひ考慮してもらいたいと言っておられるのです。そこで、いろいろ批判はあるかもしれないが、宮沢先生自身としては、この法律がもしうまく運用されるならば、それだけで革新的な効果が上るのじゃないか。だから今後はかかって取締り当局の熱意いかんにあるのだ、取締り当局しっかりせんといかんぞ、こういう趣旨の批判を「ジュリスト」という雑誌に書いておられるのです。

神近　私どもも個人の売春行為そのものについての罰則規定がないということで、ずいぶん会長をいやがらせたり、勝尾さんを追い詰めたりしたんですけれど、この法律で周辺の掃除がほんとうに取締り当局で行われるならば、私どもは必ずしもそれが必要だとは云えないと思うんです。

ただ私どもの一番念願しているところは婦人の保安処分をすることになりますと、いまの法律の中では、犯罪者予防更生法の三十三条によらなければならないということが、一部大きなひっかかりで、社会党の案でも科料に規定したのです。その点で、この法律に限って少年法に準ずる新しい規定を設けるかどうかということで、政府の側のお考えと、あるもので間に合せていこうという議員立法の考え方とで違うのですけれど、その点で私は第一の問題を、前にはどういうことまで考えたのです。売春婦の転落原因としての貧困の率にはいろいろ段差がありますけれど、横浜の婦人相談所の高橋さんの数字が一番信憑性があると見て、それでも二割五分はある。その人たちの保護あるいは更生の処分ということはどうしてもつけなくちゃならないのです。もう一つ施行期日の問題で、私どもは最長一年間……これでもずいぶん奮発したんです。これは十五国会のときも二年でしたね。

高橋　二十八年の三月に提出されまして、三十年一月一日施行ということになっております。

神近　そのとき婦人団体の一部には、そんなに長い猶予期間をつけるのなら、われわれは参加しないというような強い発言もあった。そして社会党案が一年となったときに、私どもはそれでもちょっと長過ぎると考えたくらいでしたけれど、いろいろ予算のことや何かお話を伺って、納得したのです。これは菅原先生は御相談におあずかりにならなかったんじゃないですか。

菅原　そうです。また半年延ばしましたのはね。

神近　いまから二年もさらしておくということ、その間に何らかの方法をというあがきが業者の間に非常に強く現われて、法律はできたが、みな腰をおろしてこれから先を協議しようということで、私、その御批評はごもっともだと思います。

それから推定規定ですが、それは日本の法律では、ほかにもどういうところに使われておりますか。

◇推定規定をめぐって

勝尾　これは正確な意味で推定規定という中に入るかどうか知りませんが、たとえば児童福祉法の六十条でございますか、児童が十八歳未満であることを知らなかったということは犯罪の成立を阻害しない。知らなくても知ったものとして処罰されるという趣旨の規定があるのです。これも一種の広い意味における推定規定です。三十四条違反で、罰則が六十条にかかっているのだと思いました。

神近　これはごく新しいものですね。

勝尾　戦後の立法でございます。

神近　これがあればとてもいいですね。

福田　でも、私は推定規定のことを申しましたら、それは立証がむずかしいからと、一言で片づけられちゃいましたよ。

勝尾　推定規定は立証がむずかしいというよりも、影響するところが非常に大きいんですね。しかし取締り当局からいえば非常に便利なんです。ところが便利な法律というのは、逆の意味においては危険な法律というような面が出る。それで普通行政犯と申しますが、たとえば自動車の運転免許証を持たないで運転した場合、これも刑法の原則からいえば犯意がなくちゃ処罰できないのです。ところが自動車の運転免許証を忘れようと思って持たない人はいないのでついうっかりして忘れたというのが大部分なんです。それではやはりいまの刑法では処罰できない。そうすると行政的なそういう取締りの法規については、そういう弁解は成り立たないのだという見方が非常に濃い。こういう一種の推定規定というような形にして、売春防止法に入れるということも考えられるのじゃないかと思うのです。

話は飛びますが、実はこれはほんとうの裏話になるんですが、今度の売春防止法に場所提供の規定があります。たとえば女に部屋を貸すとき、全く善意で賃貸借契約を結んだ。ところが途中で部屋を貸した女が売春をやっているのを家主が知った場合にどうするかということが、あの規定をいろいろ検討していて問題になったのです。普通は刑法には不作為犯というのがありまして、たとえば部屋に蝋燭を立てておいた。そうしたら風が来てパタッと倒れた。その倒れた蝋燭を起さないでおいて外出する。そして火が燃え上って家が焼けたという場合は、火をつけるという積極的な行為はないが、たまたま倒れた行為を利用して放火と同じような効果を上げた、という場合は処罰できる。この不作為犯の理論を応用して、処罰できるのじゃないかという議論をやったのです。

ところが、その場合それでは一体その家主が売春をしているということを途中で知ってそれを黙認していた場合に、それで処罰されるというなら、当然処罰を免れるためにどういう処置をとったらいいかという方法が考えられなければならない。ところがどんな措置もとれないのなら、それを処罰するわけにはいかないのじゃないか。こういう際に、こういう処置をとれば売春を防止できるという処置の方法があるのにそれをしなかったのなら不作為犯が成り立つが、規定されていない場合、どういう処置がとれるだろうかと考えたわけです。

そうすると、警察へ届けたらいいじゃないかという話が出た。ところが単純売春は処罰していない。男と女が合意で行う売春行為が犯罪にならないと、警察に届けても警察としては手の打ちようがない。それからまた届けがあって警察の人が調べに行った場合、その男と女が、いや、おれ達は恋人同士なんだと開き直った場合に、逆に今度はねじ込まれるおそれがある。どうもここに不作為犯を適用するのは無理じゃないか。そこで単純売春を処罰しなかったことは、取締りの面で困るのじゃないか。これはシマッタ、神近さんは一本やられたかなと思ったのです。それではこういう場合は、情を知

ついていたものとみなすというような規定を考えられないだろうか、売春行為が行われるということを知つた場合に、相当な処置をとらなかつたら、処罰するということにしたらどうか、こう書き直してみると「相当な処置」とは何かと言われると、これもちよつと苦しい。単純売春が処罰されていれば、犯罪ですから、警察に届ければ警察はその男女を検挙するという手が打てるので、その場ですぐ契約解除ができるが、単純売春を処罰してなかつたという点が、場所提供等の不作為犯の場合に取締り当局としてはかなり痛いという感じを持つたのです。

神近 この前の売春対策協議会では、単純売春を処罰することにはみな賛成なさつたのですか。

勝尾 山崎先生の対策協議会では、単純売春を処罰して保安処分の規定を置いたわけです。あれには保安処分という規定があるので、最終的には単純売春を処罰するということに落ちついたのじやないかと思うのです。今度の場合は保安処分がついていないというのがまず一つの理由、それから私自身が個人的には、実施できる法律を作りたいという根本的な考え方がありました。それで単純売春行為を処罰する規定を置いても、これを取締り機関によつて悪用されないように、しかも取締りを受ける国民の側からいつて、えこひいきな適用を受けていないという感じを持たすような適用は非常に困難なんじやないだろうか、特に保安処分あるいは保護更生について政府として十分とはいかないまでも、取締り当局が処罰規定を動かすについての裏づけになるだけの予算面の保証がないのじやないかという感じを持つたのです。

神近 予算については、自民党の方でも次にとればいいじやないかとおつしやつた。そして大蔵大臣からも、法律があれば予算を出すという一本を予算委員会でとつてあつたのです。

高橋 あのとき、山崎会長の方の協議会の答申が昨年の九月に出まして、それから関係官庁だけの売春対策連絡協議会が田中内閣官房副長官を議長にしてもたれましたが、最初に方針として予算面で実行可能なものをつくるということが出ましたですね。

勝尾 率直に申し上げれば、売春対策なんていうのはわれわれ事務当局で処理するにはあまりにも大きい問題なんです。これはまさに国の政治に携わるトップ・クラスの人が基本方針をきめるべき問題じやないかと思うんですよ。私はこれは法律問題じやないと思う。法律からいえば即日施行というのが建前で、どの程度の猶予期間をおくかということは、まさに政治の問題だと思います。菅原先生あたりからいつまで何をしているのだと言われましたので、官房長官にもお願いして、せめて最高の方針をきめていただきたい、そうすれば私たち事務当局はあとに何でもやりますと申し上げたといういきさつもあるんです。

◇保安処分について

神近 それで菅原会長、今度は保安処分が審議される段階でございますね。

菅原 この間始めたわけです。

勝尾 保安処分の問題と、この前社会党の留保条件になつている単純売春をどうする、という法律問題、それから業者の方の対策をどうするかというような法律問題以外の問題と、二つくらいに委員会を分けて進めていこうじやないかという方針だけは、この前きめかかつたのですが。

神近 そうすると保安処分が決定されれば、第三条にまだつけ加えるところが出てくるわけですね。

勝尾 私は保安処分の規定の仕方いかんによつて、それから保安処分に出るまでの手続を誰がやるか、たとえば警察官がやるか、一般の行政機関がやるかによつて、三条の規定の立て方も違つてくると思うのです。かりに警察が保安処分の全段階をやるということになりますと、やはり一応犯罪にしておかないと、警察ではそれができないような気持になりますから。

それから三条の規定をいじるかいじらないかの問題は、私はあの規定と並行してもう一ぺんよく慎重に考えたいと思つております。私は売春関係の業者とか、警察等から出されていた通牒がすでに拝見しておりますけれども、法律では一応売春業者を否定しておりながら、長年にわたつてむしろ反対の行政指導が行われてきたということは、法律を運用する者にとつては非常な制約になるんです。

そうしますと、業者の問題も、頭から切りくずすということは、政治の問題としては非常にむずかしいのじやないかと私は思うのです。私の聞いているところでは、いまの業者の五割くらいは転業せざるを得ないと観念しており、二割くらいはとことんまで頑張るという腹で、あとの三割くらいは日和見というような状態だということです。そうしますと、そういう雰囲気を業者に与えて、転廃業する者が五割だというのを八割に持つていく、あるいはうまくいけば全部持つていくというような手を打つ。そういう意味で、菅原会長が言われた御趣旨は、大体の目途として私はその方がいいのじやないかと考えているのです。しかしながら業者に対しては、私は離れる一線と離れない一線だけはある程度明確にしてやるというのが親切なんじやないかと思うんです。その離れない線がどこかという問題、これはわれわれ事務当局の出せる性質のものでもないから、審議会等の有識の方々に広い視野に立つて結論を出していただきたいと思うのです。

神近 菅原会長はある点で政府と業者との間でお話がしやすい立場にいられますね。いつか審議会の劈頭に、池ノ端で御馳走を食べてきたとおつしやつたことがあつたのですけれど、ああいうときはどういうふうな意味の陳情をお受けになつたのですか。

菅原 審議会が終つてからあと、数回業者に会つているんです。隠れて会つたのじやなく、表向き会つている。赤線地帯にも夜行つて酒を飲んできたし、いろいろやつてみている。そこでちよつと私たちの今までの考えと違つたことは、割合に話がわかつているんですね。補償をとれるなんていうことを考えているのはほとんどありません。ただ小さい業者、五人か七人持つて地方でやつているとか、早くいえばアンチャンですな、こんなのは補償も出さないなら何が貴様やめるもんか、こわすならこわしてみろ、こつちにも考えがあるぞとか、勇ましがりに言つているだけで、大きい業者はそういうことを考えてないのです。何かに転廃業しなければならない。またすぐにでもやりたい。しかし先立つものは金でもあるし、どうもわれわれにはうまい考えがない。むしろ教わりたいのだという考えが非常に多いんですね。それは僕はちよつと意外だつたくらいなんです。

もう一つおもしろいのは、上に立つた者が、どうも下の方の者を押えるには、あんななまぬるい法律では困る。むしろ猶予期間なんか縮めちやうのだ、即日施行だというくらいの強いことを言つていただかないと、甘えちやつてしようがない。議員や何かが私たちの方においでになつて、必ず何とかしてやるとか、まアそう心配するなとか、あんなものはやつたつて実際は行われないんだ、二年の間にまたこれをひつくり返してみせるというような甘いことを言つてしようがない。だけれども、実はわれわれもよもや今度の議会を通るとは思わなかつた。まんまと裏をかかれて、意外に思つているくらいなんだ。だからそういうおだてる議員、いつも選挙費をとられているようなやつらの甘い口にはわれわれはもうのりません。ほんとうに何かやれるようないい方法も考えてほしい。とういうことで聞いていたことと多少違うんですよ。地方は知りませんが、東京のおもだつた者は異口同音それですね。ですから、この際うまくやれば、いま勝尾君のおつしやつたようにあとの五割も転廃業組にすることはできるが、へたなことを言うと逆に甘く見られる傾きがあるんですね。むしろ審議会の方では逆に、この間は法律を通すためにあれで一応済んだんだが、何だつて二年も猶予期間を置くんだ、もう一ぺん討議し直そうというようなことを叫ばれていいんじやないかとすら思いますね。

神近 私どももそれは言つています。

菅原 それから業者にはこういうことを言つているんです。とにかく君たちのやり方がへたなんだから、この際思い切つてやめちやいたまえ、そしてすべてを投げ出して、よろしくお願いしますと言われるのが、一番政府もこわいし、審議会もこわいし、政党の諸君もこわいのだ、君たちが多少こうやつていてくれるから、僕なんかとしては大いにありがたいんだ、むしろ君たちが抜け道をつくつてくれれば、それは抜け道を教えてくれるようなものだからやりいいんだ、しかしそんなことをいつたつて、いずれはやめさせられるのだし、君たちのやり方によつては、猶予期間を即日施行に直すことでもできる。単純売春だつてあまり目に余るなら、九千万の人間のために五十万犠牲に供さなければならないことがあるぞ、これはやむを得ないじやないか、そういうふうに言つているんですがそれは割合にわかつてくれてると思うんです。

神近 一つにはあれが通つたから観念した。まさか通るまいと思つていたのが……。

菅原 観念した以上、彼らは商売人ですからわれわれよりはえらいんです。直接自分に利害がかかるから、早く逃げ道を考えますよ。

神近 いわゆるひもつき議員がいかに国会で言いくるめようたつてだめだということが彼らに今度こそよくわかつたということは、非常にいいことですよ。

菅原 バカバカしゆうございましたと言つてますね。だから今後金を集めるんなら僕のところに持つてこい、そうすればうまく使つてやるからと言つてやりました。

神近 正木先生は業者の保障には非常に頑強ですね。一切してはならない、業者を保障するならば、もつと婦人を保障するようにと言われました。

菅原 ただ業者を保障するということは、僕は論議をしない方がいいと思うんだ。そんなことは当然国民が誰も納得しませんよ。

神近 それは明らかです。なぜといつて、今までさんざ儲けてきていますもの。

菅原 しかし彼らの儲けているのはタカが知れてますよ。

神近 だけど、労働省の調査では、一人抱えて五人の家族が生きているのもありますよ。

◇どうして委員長になつたか

高橋 菅原先生は名会長として一躍名をおあげになりましたが、会長になられたいきさつは……。

菅原 それが私にもわからないんだが……。あのときの会場の様子を見ていたら、社会党も自由党も、あつちこつちでゴシヤゴシヤ、それから牧野に一任しようじやないかと松岡さんたちがきめていつた。あなたたち、選考委員を選ぼうじやないかと云つたのを、途中で吉田（賢一）さん、ひつとめましたね。そのとき吉田さんに耳うちしたのは松岡さんだ。

あのときまで、おそらく僕はきまっていなかったんだろうと思う。

神近　そうですよ、そのときは確かにきまっていませんでした。それから私ども、あのとき初めて先生のお顔を見たのでしょう、そして先生のお書きになったものや何か読むと、私どもからいえば少しダラシがない……（笑）こんなにいい名会長だとは思わない。それで法律を御存じのようでもないし……。

菅原　だけど自由党の人だって、えらい人を決めっちやって、とんでもないことになると……（笑）私は海野さんがなるとばかり思っていた。だから勉強しないでもいいと思ったんだ。

神近　私どもも海野さんと思っていた。

勝尾　初め各省から委員の候補者を御推薦いただきたいと内閣から言ってきた。それで法務省では五人、私たちの気のついた間で、推薦する人をきめたのです。そのときは菅原先生のスの字も出なかった。（笑）それで実は牧野大臣のところに持っていったんです。そうしたら牧野大臣がダメだといって、首を振られた。一体内閣は誰を考えておられるのですかと聞いたら、この五人の中に、少くとも菅原先生と大宅壮一さんと、池島信平さん、これをどうしても入れろときたんです。実はわれわれ事務当局の間では、菅原先生はあまり知らないんですね。私が知っているのは、わずかに昭和電工のときにちょっと先生の名前を聞いているくらいで……。その間のいきさつは、私当時若干知っていないものですから、それで大臣にいいんですかときいたら、菅原を落しちゃ絶対いかん、まず池島信平さんの所に行って来いというので、池島さんの所に行った。そうしたら池島さんは、引き受けるからには、形だけの委員では自分としては困るので、委員会にも欠かさず出たい。それには、おれのからだが忙しくて許さない。それで帰って大臣に申し上げたら、池島さんの推薦する人をきいて来いと、そうしたら文芸春秋の佐々木さんを言ってきた。佐々木さんの所に行ったら、佐々木さんも忙しくてだめだ。それじゃ佐々木さんの推薦した人のところへ行ってこいといわれた。そうしたら花森安治さんを推薦してきた。（笑）これはわれわれ事務官僚の頭に全然ないことでしてね。しかししょうがないから、銀座の「暮しの手帖社」へ行きましたよ。そうしたら例の異様な風体で、スカート穿いて出て来られてドキッとしましたが、それで三分ぐらい話をしました。やはりどういう構想なんだときかれたので、実は売春婦自体はこの際は処罰しないという方針でいきたいといったら、この問題はおれは専門家じゃないけれども、それならおれも賛成だという話なんです。それも二、三日たって、からだの都合がつかんから勘弁してくれとことわられた。それで宮田重雄さんの所に行きましたが、これも、結局お引き受け願えなかったんです。宮田さんもやはり売春婦のことをきかれましたが、そこらはみんな同じような意見なんですね。今度菅原先生のお宅に行ったとき、売春婦についてはこういう考え方だということを言ったら、それに対して菅原先生は、いいとも悪いとも言われなかったが、国会は通すつもりかどうかということをお聞きになって、それでお引き受け願ったのです。そういういきさつです。

神近　いや、よかったですよ。菅原先生の前では物が言いよいですね。しんねりむっつりしている人だったら、こっちもポンポンと言えないでしょう。

高橋　前にも何か審議会の委員のようなものを……。

菅原　ええ、二つ三つなりました。それでいつも居眠りばかりしていて……。しかしどうしてあの場で僕が会長になったのかな。それで社会党の方には相談しないの？

神近　しましたよ。先生は法律を御存じないということはこっちで百も知っていましたから、法律をよく心得ていらっしゃる海野さんをお願いしたのですが、海野さんはできないとおっしゃった。そのあとで一任ということが出てきて、ちょっと心配でしたけれども、先生にもう文句なしで同調したということになります。

勝尾　委員長については、法務省では、私どもも海野さんあたりを一応考えていたのです。

◇審議会の経過について

神近　先生に伺いたいのは、審議会で答申して、それからあれが出てくるまで一か月ちょっとありましたね。あの間自民党の総務会であれを出そうか出すまいかってやっていたんでしょう。

菅原　あれは、まあ多少あの中で反対の人もいまして、弱っちゃったとか、やれどうとかと、裏話も聞いていましたが、しかし全体として大体通さなければいけないということにはなってますな。あれを握りつぶそうというほどの勇気はなかった。一番初め私が委員になるときに、初めから条件はつけませんけれども、これを議会に通すのか通さないのか、どっちの腹なんだ、と云ったら、これはどうしても通さざるを得ないものだ、通さなきゃ困る、というので、それじゃそれでやろう。それから今度はパンスケを結えるのか結えないのか、どっちなんだ、それをきめてくれないと困る。ところが、結かないというのが大方針だった。

神近　先生は一ぺん失言したことがあるでしょう。個人売春を罰しないからと言われた。それで、ハハア、政府の方から持ってこられた原案でそのまま通せということだなと思って、ときどき演説中に使ってますけれども。（笑）

菅原　それはかまわない。これを通すには社会党の方にもそれだけひっ込めてもらう、審議の方は満場一致で通すことにするから、君の方は無理を言わずに通してくれなきゃ困るぞ。社会党はあれをひっ込めるということで社会党にとってはむしろ致命傷なんだ。だから君の方だって、補償を出すなんてやかましいことを言い出したら通りっこないから、ひっ込めなければだめだ、と自民党の方に云ったわけです。だからそれを承知してるんですよ。それでこっちとしては割合に楽観していたんですね。両方妥協がつくとは思っていた。

だけど神近さん、一番驚いたのは、たまたま鈴木モサさんが二、三日鎌倉に静養に来ていたんですよ。それでちょっと用があるから行くといったら、僕のところに来てくれたので、そのときに陳情したんですよ。社会党のあれをひっ込めて、こっちのを通してくれなきゃダメだと言ったら、そんなのをやってるんですかというから、（笑）冗談じゃないよ、鳩山ののんき坊ですら知っているのに、君がこれを知らないってことはないじゃないか、党議できめてるじゃないか。それじゃ社会党が一番頼りないよ、とにかく通さなきゃいけないんだから、君の方の主張をひっ込めなきゃダメだ、その通り帰って言っといてくれと言ったんだ。

神近　これは先生、われわれも悪いんですよ。ちょうど先生が会長になるまで一向わからなかったように、ほかの男の先生は、よほどのキリスト教上りで昔運動した人でもなきゃわからないんですよ。

高橋　それでは審議会の審議の内容について、勝尾さんに初めに伺いたいのは、牧野法務大臣と事務当局とのお話し合いが、初めのうち何かちょっと了解しかねるような点がありましたが、あれはどういういきさつだったんでしょうか。

勝尾　いや、私どももそれは困りまして、大臣の所に一応連絡協議会の案なるものを持って行きましたら、第一に、君、いやしくも一九五五年の法律は文化立法であるべきだ、君たちのこの案というのは、旧態依然とした昔の姿そのままじゃないか、もう少し文化の匂のする法案をつくれと、こういうわけですね。まずおよそ善良なる風俗、秩序に違反するような行為をしたら、全部これを禁止するような形にしろ、第一君、定義なんていうのはみっともなくてやれんじゃないかというので、あわてて定義を抜きまして、そして単に性交、売春行為のみに限らず、法律的にいえばおよそわいせつ行為は全部いかんというような形のものをつくってみたのです。そうすると、法律的な目で見ると、実に坐りが悪い。とにかく今町にいろいろ氾濫しているエロ本ですね。わいせつに至らない不良出版物……。こういうものが全部含まれるような形のものにせいというお話でして、やれドイツの法律を持って来い、スイスの法律を持って来いというんですね。

菅原　審議会の一番初めの演説だな。

勝尾　しかしいわゆる第三者に申しますか、業者なり搾取をするような人たちを処罰の対象にしていくという線については全面的に御賛成でございました。

菅原　いや趣旨はいいんだ。ただ少しあの人らしくいろいろ作文しなくちゃ……。

神近　だけれども、よかったですね。大臣が病気になって……。（笑）

菅原　いや、それで病院に大臣を見舞いに行ったんだ。そうしたら、君、助かったろうと言うから、何を言っているんだ、こっちは君が病気で弱ったよというと、いや、おれが出てたらまとまらないと言うんだ。（笑）

神近　私もそう思いましたよ。

菅原　一番よく知ってるんだ。本人が……。（笑）

福田　四月の末か、法務大臣が法務省に対して、即刻つくって出せとおっしゃったとかいう話がありましたね。

勝尾　ええ、それは実は終りの方で菅原先生からも御催促があって、一体政府はやる気があるのか、ないのか、みんな忙しいからだを無理して審議会を超スピードで進めているのに、政府がだらだらしているのはもってのほかじゃないかとえらいお叱りを受けまして、実は短期日の問題が、なかなかわれわれの手じゃ負いかねるんですね。これも政府としては早くきめてほしい。予算の問題も、出すような、出さぬような、はっきりしない。これもおおよそのめどでいいから、政府としての線を出してもらいたい、と官房長官にも副長官にもずいぶん催促したんです。それがなかなか確答がもらえない。大臣が四月の二十七日か八日までに、閣議決定をとれと言われましてね。そしてたしか二十八日が土曜日なんですね。それで急遽かけずり回って、たしか持ち回り閣議だったと思いますが、判をもらって、閣議決定まで持っていきましたが、今度は大臣がすぐ国会提出だという。ところが法案はきちっと印刷して出さなくちゃいけない。それも参議院は委員だけでなく、全議員に配布するということになっている。それで印刷は総理府の総務課長が了解をとって、ガリ版刷りで間に合わせる。私の方じゃ急にタイプを総動員しまして、遅くまでかかってガリ版刷りを用意したりして、急いだというわけなんですが……。

福田　五月の一日に婦人団体で陳情に参りまして、ちょうど団体の一人が法務大臣に会ったんですね。そうしたら法務大臣、ブルブルふるえて、これまで一生懸命やってるのに殺す気か、と言ったそうですよ。

高橋　私どもも法務省の方の事務能力には、前からほとほと敬服しているのですけれども、特に今回は一日おきくらいに会議がありまして、そのたびにちゃんとタイプを打ち上げて、第二次案なり、第三次案なり出されていましたね。

勝尾　あれは私の所で鉛筆で起案しまして、刑事局のタイプでは間に合わないものですから、分割して地検の文書や最高検の文書に行って頼んだり、そこで三枚、あそこで四枚というふうにして、間に合わしていたんです。

高橋　審議会が二つに分かれて、措置の委員会と対象の委員会になったわけですね。神近先生なんかは措置の方で、福田先生は対象の方……。でも措置の方は、結局初めは対象をどうするかというようなことばかりになっちゃったんですね。

菅原　そうなんだ。行って聞いてみると、両方同じようなことを言ってる。

神近　だから私は、問題が簡単だから分ける必要はないと最初反対したでしょう。結局分けなくてもよかったですね。

菅原　よかったけど、ああやって分けてみんなでギャアギャア言っているからいいんですよ。

勝尾　前の国会の会議録を見ていますと、いわゆる単純売春を処罰するかしないかに論議が集中していますね。

神近　あのときはそれだけだったんですよ。

結局二つの法案が個々に出て委員会にかけられて、そして実は本会議提案ということを考えられていたんです。しかし、こちらは日が遅れましたから、議員提案で本会議で演説していたら時間をとるというので、いきなり委員会にかけるように頼んだんです。そうして最初は、申し合せが二日で通すということで、こちらは発言したい。それで私どもはじっとして、二日でも三日でも坐っていた。一番おしまいの日に参議院とも交渉しまして、参議院でつけたような付帯決議をつけたんです。

それからもう一つ私が気になったのは、こういうことが伝わってきた。業者の間の話ですが、こっちにもあっちにも話の自由に聞けるお役人がお見えになって、この法律は二年猶予期間があるから、三年後にはどうせ手が回るはずがない、そして三年たったら日本の性道徳はすごく混乱しちゃって、手がつけられないようになるだろう、そうしたら、今の審議会だの、あるいは婦人の議員などはつるし上げになるだろう、という話をして下さったと言うんだそうです。ですからその点、私たちの方にゲタを預けられておくのは困るので、行政官の方にゲタを預けておかなくちゃならないと思って、私はそのときの質疑を用意して行ったんです。委員会の日に……。そうして決議案をつくって、私が二問か三問でいいから、ちゃんとこれは記録にとっておこうと思いまして。そうしたら、その質問のことは別に問題にならなかったのですが、決議案をつけるのなら、この日は土曜日でしたから、自民党で月曜日の朝の会議にかけてからと、いう申し出だった。委員長は、まあ土曜日でもあるし、七時半か八時には委員会を切り上げたい。こういうお申し出で、もしこの決議案をつけるなら、月曜日にしてもらいたい。そうなると日曜日がありますから二日損をします。それで私は即答したのです。みんな取り下げるといって……。そうしたら吉田先生、あの法案をつくるのにずいぶん骨を折っていらっしゃいますし、そこまで思い切りがつかないのですね。そしたら、ちょうど婦人団体の人がお見えになったので、それでちょっと意見をきかれた。結局私どもの方は必要なときはいつでも取り下げるということは了解ずみでしたし、婦人団体の方の御意見もやはりこのままでも通した方が得だろうということで、それで二つ同時に手続きして、採決するところに来たときにパタッとこちらは引き下げてしまったのです。あちらの側の人たちは今度は社会党案で質疑を相当伸ばすつもりだったんですが、こちらが引き下げちゃったものだから、手がなくなっちゃって、通ったんです。

菅原　みんなやはり一ぱい食ったと言ってますよ。

◇最後の幕切れ

勝尾　衆議院の幕切れなんか、私拝見していまして、非常に劇的でしたね。特に民自党は池田さん、社会党からは吉田さん、共産党から志賀さんが演説されて、それぞれ持ち味はありましたね。私は考え方においては必ずしもみな賛成とはいえないのですが、あの吉田さんの賛成演説というのは、やはり聞いていて胸を締めつけられるような迫力がありましたね。

菅原　そう、あれはいい。とてもいい。

勝尾　口幅ったい言い方をすれば、まじめさですね。実に涙の出るような……。

菅原　私は吉田という人、好きになった――ところで今度「売春会長」という映画をつくりますよ。それにいまの議会の最後の場面を出したいんだ。そのせりふのためにあのときの議事録をいただいて……それから審議会のところに、あなた（神近氏に）ほんとうに出てくれない？

神近　出てあげますよ。会長が法案を成立させて下さった功労を感謝して……。

高橋　審議会の審議の過程で、これは困ったと思われたことはありましたか？

菅原　一つもない。とても楽しかった。皆さんの意見を聞いて勉強になるし、一つも退屈もしませんでした。確かに社会党の婦人議員というのは、非常に熱心で、そのまじめさに感心した。これは僕に対する認識を改めて下さったより以上に嬉しかったですよ。

福田　私も先生に対しまして、補償の問題や何かのときに、宮城先生にああいう態度をおとりになりましたけれども、あとで私どもを招いて下さいましたときに、先生の腹がわかったのですね。やはり大きな立場で、実際こてはいけないんだということがわかっていらして、でもぼかしなさりながら、ちゃんとまっすぐ立てて行きなさろうというお気持はあとの言葉でわかりまして、信頼できました。

勝尾　やはり会長が国会に通すんだという腹を最初からお持ちになって、その責任の上でお引き受けになったということがよくわかりました。

菅原　もう三十年、五十年商売やっているんだから、効果のないものはばかばかしくてできませんよ。

神近　まあ名会長を持ったということですね。

◇保護厚生について

高橋　それでは保護、厚生についての残された問題とか苦労とかいうようなことをお伺いしたいのですが……。

福田　あの法律に出ているのは、ただ相談所だけですね。保護厚生の施設の問題については出ていない。ただ相談委員を置くといいましても、やはりベテランでなくちゃいけないと思うんです。未経験の人は講習をして、直接ああいう人たちに当ってみて、ああいう人たちの特質とか事情とかがわからないと十分な指導はできないんじゃないかと思います。

神近　そこまではまだ進んでいないんですものね。あの相談員と相談所をつくるというのが来年の三月一ぱいでしょう。

福田　そうして相談所や何かでも、いろいろな事実を聞いているんですけれども、私ども施設側としては、役人の古手をあそこへ持って行かれたらしようがないと思うんですよ。それから私どものような施設を持っておりまず立場から申しますと、行政面にだけ任せるというのもむずかしいし、それから女を罰しないで保護するといったって、ほんとうに実態を知った場合に、罰するという意味でなしに、指導するにはいかにあるべきかということをもう少し研究しなければ、大へんな問題だと思うんです。

神近　だから指導の条項として、軽度の刑罰を規定するということはどうでしょう。つまり教育的効果をねらって……。

高橋　そこでこの部分を法律に入れるか入れないかが問題になりましたね。政府の方で出した連絡協議会の答申には、保護更生の部分は行政措置で行くということでした。

福田　もし収容されている人たちが間違って悪いことをやりますね。それを反省させるために、坐らせてはいけない。無理に正坐させるのはいけない。非常に甘やかさなければいけない。そういうことはまちがっているとおっしゃる委員があるんですよ。でも愛光女子学園少年院あたりではそれをさせておりますよ。

神近　私の党の赤松勇さんが、インドネシヤで見てきた話をしまして……。私どもは中国で見たんですけど、中国やインドネシヤのような独立した新興国家、ああいう所の対策なら、ちょっと信頼して経験を聞いてもいいというような感じがしました。

福田　ソ連の施設では、夜と昼と取りかえて、売春婦を更生させるために夜働かせるということがありますね。

高橋　売春禁止法制定促進会の方は今後どういうふうに……。

福田　名称をかえまして、売春問題国民協議会というふうに……。これは仮称でございまして、一応二か月は新たに発足する準備期間としておりますけれど。

高橋　あの協議会は何か保護更生の方も具体的になさるのですか。

福田　まだ具体的というところまでは行かないので、結局、相談員を、婦人団体から推薦するとか、相談にあずかるとかいうようなことです。

神近　それはいいですね。私はいなかに行くと必ずこの問題を言われるんです。そのときに、婦人たちが今までのような無気力じゃだめだ、国会で皆さんの御要望を反映させて一応役割りを果したし、またこれを改正することに協力するつもりだけれども、民間の方々がやれ、やれと言っておいて、あと知らん顔ではだめだ。相談員とか指導員などにも時間とお金の余裕のある人が進んで社会活動の一面としてやって下さらなくちゃならないということを言っております。

福田　先だって地域の方々と話し合ったんですが、自分たちは政治とか法律とかに関しては暗いから、あまり口を出せないけれども、今度その法律が施行されると各地域の問題になってくる。それで赤線なり青線なりが各地域にあると、お母さんたちも真剣に考えるから、その点で非常に協力の仕方が違うというんですね。婦風会の方たちも、ぜひ相談員には自分たちを推薦しろなんて言っておりますし、施設を持ちたい人で競争してる所もあるんでございますよ。

神近　それは悪くないですね。悪い人が出てきて、これを一つの利権のようにするというのは困りますけど……。

勝尾　私は、保護厚生の面については私たちの取締りの予算を差し引いても、労働省、厚生省の方で十分な予算をとれるように、この問題に関する限りは内閣あたりでリードして政府全体としてやってもらいたい。労働省、厚生省に重点をおいて予算を配付するというような形にしなくちゃいけないと思っています。

福田　いま赤線や青線で働いている女の人たちが、一か月の収入を、何ら能力もなくて、働きもなくて、二万なり三万なりよこせ、それでなければ廃業しないという態度をとるのですね。

神近　それをつぶさなければならない。それで正木さん（前の売春対策協議会の委員）が、業者に回す金があるならば婦人たちの補償を考える立場をとれとしきりに言われる。

福田　ですけれども、それでは甘やかしてしまうことになるのです。高等学校を出たり大学を出たりした人だって、二万の俸給をとるといったら、十年も二十年もかからなければならないでしょう。それを要求するということは……。たと

え日やといしても……。

神近　私どもの方には、更生するから三百万よこせというのが来てますよ。

福田　ですからやはりそういう考えを叩きつぶさないと容易じゃないと思うんでございます。

◇婦人少年局のはたらき

勝尾　それから私もお願いしたいのは、労働省の方で売春関係の資料をいろいろおつくりになられたのですが、ああいう調査をさらに続けていただいて、正確なデータを積み重ねていただきたいと思うのです。と申しますのは、やはり売春問題というのは非常に複雑なものですから、あらゆる角度からの調査をやっていただく必要があるのじゃないか。社会学的な、あるいは経済学的な、あるいは道徳的ないろいろの観点から、その道の専門家が相寄りあって分析した調査報告というのが、どうも今までの日本の調査には欠けているのじゃないか。それで労働省の資料を大変珍重いたしました。

神近　私も最初に、労働省の婦人少年局のお骨折りが最大のものであるということを言うつもりでした。これは何といっても労働省のお力の入れ方が、啓蒙に非常に役立っていて、婦人たちがこれで発言してもいいんだという自信を得たのです。どこに行きましても婦人週間その他の資料が流れていて、婦人少年室の人たちがこの問題をよく心得ていらして、促進委員会と一緒になって活動しているということがよくわかって、それを一番先に感謝しようと思っていました。

勝尾　私どもは労働省の資料をときどき見ていて、どうしていままで売春防止法ができなかったんだろうという感じを持ったぐらいでした。

高橋　でも二十六年でしたか、官庁間の売春問題総合対策協議会をお呼びかけして、婦人少年局で各官庁の方にお集まりいただいたのですが、まだ赤線存置説が相当強かったのです。そのことを思うとまさに隔世の感がございますね。

神近　この間NHKで正木さんと対談したとき、のつけに正木さんからすごくほめられたのは、婦人たちの世論のつくり方、盛り上げ方が非常に巧妙だということなんです。結局今度の法案が通ったのは、この世論のためだった、あれだけ婦人が世論をつくることができたのは驚異に価するというようなほめ方をなさったので、それは大半は婦人少年局のお力ですと、申し上げたのです。

高橋　昭和二十七年に、婦人少年問題審議会でこの問題について総合対策を立て、そのとき、神近先生が会長で答申書を出したのが、確かにこの問題に積極的に入っていくというきっかけでした。

神近　初めは、社会保障制度がもう少し進んでたとえば生活保護なり、あるいは雇用の制度なりが全面的に行われてからやるべきだという考え方があって、第二国会でもその意見で流れたんだそうですね。私も始めはそういう立場で考えていましたが、犬養法務大臣のときに、できるところから手をつけようじゃないかということで、なるほどこれは立法が先に行くのが当然だと思ったのです。

勝尾　法案の通ったとき、うちの大臣も時勢だなといって感嘆しておられましたんですが……。その時勢をここまでまとめ上げられたのは労働省の婦人少年局が中心になってやられたとすれば殊勲甲はそこに行くんですね。

高橋　民間の促進委員会の方や国会議員の方と御協力してここまでこぎつけたのです。

神近　それからもう一つ、せっかくこの法案ができたんですが、婦人たちにまだ徹底していない。売春防止法というのは「一体何だろう」という程度なのです。それで宣伝もかねて、この法律の成立祝賀会を計画しているのですが、婦人少年局はもちろん関係各省の方にお出でいただきたいと思うんです。

高橋　いま私どもで売春防止特別活動というのを計画中でございますが、これは毎年やっておりますが、特に今年は盛大にやりたいと思っております。それではいろいろほめられたところで局長に抱負などを伺って……。

谷野　婦人少年局では保護更生対策として一足お先に婦人問題相談員というのを婦人少年室に一名あてパート・タイムで配置しました。誰か飛び込んでくればすぐ相談にあずかることができるし、少しでも実質的にお世話をできるようになったと思うんです。できれば来年はもう少し勤務時間などをふやしたいし、定員化することはむずかしいけれども、少くも一人か二人は置きたいと思います。

もう一つ婦人相談所が全国に、地方機関としてできるわけですけれども、これは売春婦専門の相談所です。私の方じゃ婦人問題として扱っておりますから、どんな方でもいらっしゃりいい所になると思いますし、それに従来から室長がとてもよく、献身的にやっていますんですよ。非常に誠実で、仕事としてでなく、むしろ溶け込んでしまっている。やはり、売春婦の方でも、心やすく来られるような所に拡充したいと思っております。それから二年先の転業までに、私どもとしてもどういう役割りを果すかということが、とても問題です。やはり従来から調査をいたして参りましたし、それから一般の方に売春ということがどんなに悪いかということ、それから業者にも転業しなければならないんだというようなことを知らせたり、社会の方にバック・アップしていただけるような雰囲気をつくるための運動を、二年の間に皆さんと御一緒にやらせていただきたいと思っているわけです。

高橋　お暑いところを、長いこと、どうもありがとうございました。（完）

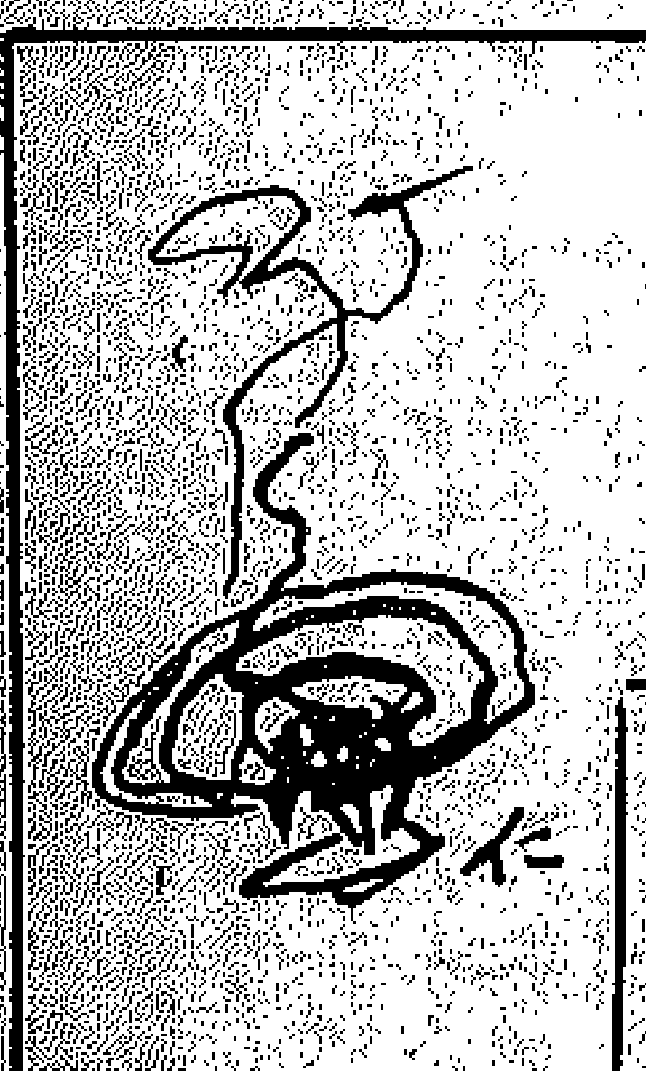

売春防止法の成立まで

—婦人少年局を中心として—

売春防止法の成立は、それを以って直ちに売春問題は解決されたと手ばなしの楽観は許されないとしても、日本の売春対策に一時期を画するものであり、今後の売春関係諸施策の背骨となるものであることは疑いのないところであろう。最近において、この法律ほど広く一般に論議され、世論の支持、特に婦人層の圧倒的支持をうけて成立したものは、他に例をみないところである。法を実効あらしめるためには、なお一段の努力が望まれるわけであるが、これだけの世論の支持をうけて成立した法律であるからには、全面実施までに幾多の障害が予想されるとしても、今後その方向をあやまることはよもやあるまい。

婦人少年局は、設置された当初から、婦人の地位の向上の見地に立って、売春問題と取りくんできたのであるが、当時この問題に関する世論は混沌としており、今日では常識とまでなった事柄も、実現困難な理想家の言、或いは単なる婦人の感傷ととられることが多く、意見を具するものは極く少数であった。そのような状況の中から今日まで仕事をすすめてきた婦人少年局にとって、今度の法律の制定は、誠に感激深いものがある。以下、婦人少年局を中心に、法律制定までの経過をたどることにする。

○勅令九号公布の頃

敗戦直後、占領軍の上陸に備えて、内務省よりは「進駐軍特殊慰安施設について」の通牒が出され、また業界代表によって、株式会社RAA協会（特殊慰安施設協会）が結成された。公用慰安婦の募集が一般婦女子の防波堤の名目の下に行われたのもこの頃である。またこの年、総司令部より出された覚書並びに指令は公衆衛生面からの、性病対策に関するものであった。

翌二十一年一月、公娼制度廃止に関する覚書が発せられ、その後内務省よりは再三、公娼制度廃止に関する指導取締についての通牒が府県長官宛に出されている。これをうけて二十二年一月に、勅令第九号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」が公布となり、明治以来続けられてきた廃娼運動にも、揺ぎをみせなかった公娼制度は、ここに終りをつげたのである。

しかし勅令第九号は三条からなる簡単なものであり、二十一年十一月には「私娼の取締並びに発生の防止、及び保護対策」が次官会議で決定される等、公娼廃止後の対策についての考慮がはらわれているとはいうものの、売春問題についての対策というよりは前借、年期等によって自由を拘束して売春をさせる制度の廃止に重点がおかれていたようである。前記次官会議決定には社会の已むをえない悪として特殊飲食店の存在を認める備考がついており、後日物議をかもしたところであるが、これらの間隙を縫って、公娼制度廃止の美名の裏には、集娼街が次々と作られていったのである。

また占領軍の駐在に伴って、二十年には既に私娼街が発生、生活におびやかされ、虚脱状態にある戦後の社会を背景に、全国に拡がっていった。このパンパンの横行に対しては何ら取締りの方法なく、新らしい事態としてクローズアップされてきた。

婦人少年局が設置された二十二年秋は、このような状況にあったのである。

○婦人少年問題審議会の建議

二十三年六月、法務府から「売春等処罰法案」が第二国会に提出されたが、審議未了となった。発足したばかりの婦人少年問題審議会では、婦人解放の見地からこの法案を審議、労働大臣に建議書を提出した。その内容は売春行為をしたものについては、厳罰主義よりも、教育と厚生施設の拡充により、売淫のかげにある経済的、社会的原因を除くことに努めること、売春行為をさせた者及びそれによって利益を得たものには、厳罰をもってのぞみ、特に罰金のみで処理せず、体刑と罰金を併科すること等の法案に対する修正意見である。

労働省としては、この意見を適当と認め、更に売春婦の処分としては、保護処分を適切とする附帯意見を附して、法務総裁宛に回附した。審議会としては、更に衆参法務委員会宛に、審議会の意向を伝える要望書を提出した。

この法案については、取締り後の受入れ体制がないこと、取締りに人権問題が伴いやすいということで、法の制定には否定的意見が大勢を占めていたが、この建議は、修正意見とはいえ、法案を支持し、集娼地域の廃止、婦人保護の線をうち出したものである。この意見は、今度成立した売春防止法の中にも取入れられているといえよう。

この建議は、第四国会に再び法案が提出される予定にあったので、それに備えたのであるが、その後政府が法案の準備

ぼされても、この二十四国会まで政府提案は遂に行われなかつた。さて法律の制定を待ち切れず、二十三年七月に宮城県が「売淫取締に関する条令」を定めたが、これをはじめとして、二十四年には東京都、別府市、群馬県が続き、その後も県市町村条令は次々と制定された。しかしこの反面、特飲街は膨脹をつづけ、元公娼私娼地域のみでなく、住宅地域へも侵入しつつあつた。

○労働大臣、婦人少年問題審議会に売春問題対策を諮る

二十七年五月、労働大臣は、婦人少年問題審議会に対して、婦人の人権を尊重し、その福祉をはかるため、売春問題対策を婦人少年問題審議会に諮問した。

この前年は講和会議の締結された年で、独立と共に、ポツダム宣言受諾による諸命令は、何らかの手当をしない限り失効するので、勅令第九号に関してもいろいろと取沙汰されていた。二十六年末には早くも矯風会を中心とする婦人団体が「公娼制度復活反対協議会」を結成して運動をすすめていたが、二十七年五月の国会で勅令第九号は法律としての効力を持つこととなつた。

この二十七年は、売春に関する論議や動きの非常に活潑となつた年であるが、その主な事項をあげると、中央青少年問題協議会の「いわゆる人身売買対策」の決定、人身売買事件をとりあげた行政監察委員会での赤線区域等に関する注目すべき証言、婦人福祉団体連合会の「婦人福祉対策要綱」の決定並びに政府への建言、婦人団体による売春処罰法制定促進委員会(後の売春禁止法制定促進委員会)の結成等である。また条令の制定も一段と盛であつた。米国において、上院での質問に、「日本では売春は数百年来行われており、政府もこれを黙認している云々」の陸軍当局の回答が出されたのもこの年である。

こうした状況下にあつて、婦人少年局は売春に関する法令集、判例集、統計その他の資料、研究会議記録、啓蒙用資料等、各種の資料を次々と提供、この種資料の乏しい折柄、関係者に重宝がられ、また一般世論啓発に役立てることができた。十一月に設けられた、日米合同委員会風紀分科会においては、その構成員となり、その後も引続き基地問題解決に当つている。

さて、さきの労働大臣の諮問に答えて婦人少年問題審議会よりはその年の十二月に答申が出された。その内容は、公娼制度は禁止されたが、赤線区域内では黙認の状態で営業がいとなまれ、公娼制度時代と変らぬ有様であり、更に街娼は各地に拡散する傾向にあり、この状態は婦人の人権、地位の向上の見地よりみて放置できぬとして、一、黙認主義を排し、売春取締を強化すること。二、単独の売春禁止法を制定すること。三、売春婦の保護厚生対策及び一般婦女子の転落防止対策を講ずること。四、売春問題に対して正しい世論を啓発すること。五、駐留軍基地の風紀問題について対策を講ずること、の五項目について詳述し、売春取締りに対する政府の基本方針の確立を強く要望したもので、当面とるべき具体的対策をも掲げてある。

この答申は、売春に関する綜合的対策を示したもので、売春問題対策の推進に稗益したといえよう。

○売春防止特別活動の実施

基礎的な研究を終つた婦人少年局においては、二八年は、売春問題に関する実情把握と、売春に関する世論の啓発につとめた。前者は国立世論調査所に依頼して実施した「風紀に関する世論調査」、東京地検の協力を得て行つた「売春婦並びにその相手方についての調査」更に山形県、鹿児島県で実施した「売春婦の親許調査」等がある。世論啓発のためには八、九月に「売春防止特別活動」を全国的に展開したが、この年をはじめとして、毎年この活動は実施されることとなつた。

前記「風紀に関する世論調査」の結果によると、売春は悪いということは八割近くの人が認めているが、集娼地域を社会のために必要と考えるもの五割強、法律を以て取締ることについては賛否相半ばしている状況にあり、また、男子のみでなく、婦人の間においても、売春は男性の本能を充たすためにやむを得ない。一般婦人を守る上に必要である。性病対策の上から集娼の方がよいなどの意見が多かつたが、この特別活動は、こうした考えに検討を加え売春禁止への足並を揃える上に大きな役割を果したと思われる。またこの期間に、基地、赤線、青線の婦人たちと語り合う機会をもつたのであるが、これがきつかけとなつて、更生のために地方の婦人少年室にかけこむ婦人があり、室の相談業務も次第に活潑となつていつた。

さて売春問題の対策をすすめるには、取締、保護更生、教育等の各機関の協力が必要なので、第一回の売春防止特別活動の際、婦人少年局のもつ連絡調整の機能に基き、関係官庁売春対策懇談会を開催し、幾度か会を重ねて綜合的な対策について審議した。二十八年末に至つて世論もようやく熟し、内閣に売春問題対策協議会が設置されることになつたので、先の懇談会は発展的に解消された。

○売春問題対策協議会の答申

山崎佐氏を会長とする売春問題対策協議会は、二十九年に入つてから本格的な審議を行つた。労働省も、委員として次官、幹事として婦人少年局長が参加した。

当時の国会の状況は、議員立法として提出された売春等処罰法案が、十五国会において審議未了となつたあとをうけ、十九国会に再び提案され、今回は継続審査となつていた。こうした状況に業者の組織である全国性病予防自治会が、処罰法反対の決議を行い、世論は処罰法の帰趨に集中され始めた。

この間において、売春問題対策協議会は会議を重ね、一応基本方針を決定して、次の段階として立法のための小委員会を設けた。その小委員会の構成員として労働省は法務、厚生、警察と共に立案にあたつたが、主として保護更生面を担当した。

さて昨三十年の二十二国会に、五度目の提案がなされたときは、大田区の少女売買事件、鹿児島の松本事件で既に世論が高まつており、婦人団体によつて組織された売春禁止法制定促進委員会は、度重なる審議未了に、今回こそはと法律の実現を期して早くから活潑な運動を展開していた。衆議院法務委員会は長い論議を重ねた末、採決に至つて遂に法案は否決されたが、その間における世論の沸騰と、国会を包んだ異常な興奮状態とは、まだ世人の記憶に新たなところである。

さて国会の審議過程においても、屢々売春対策協議会の答申が要望されたところでもあり、協議会は結論を急いで三十年九月、売春問題対策については総合的単独立法の必要ありとして、処分と保護更生の二部よりなる法案の要領を添えて答申した。

○売春対策審議会の設置及び売春防止法の成立

答申を以つて役目を果した前記協議会は廃止されたが、二十二国会において法案否決の際に採択された附帯決議により法律に基く審議機関の設置が予定されていたので、その間官庁間においては売春問題連絡協議会を設けて答申を検討し、更に売春対策審議会に提出する法案の準備をすすめていた。婦人少年局がこれに参加し、主として保護更生面を担当したのは、前の協議会の場合と同様である。

二十四国会の冒頭、総理府設置法の一部改正により、売春対策審議会が成立し、菅原通済氏を会長とする同審議会は、二十五日間のスピード審議で四月九日第一次答申を行つた。これをうけた政府は答申を骨子として「売春防止法」を作成し五月二日に国会に提出した。社会党は先に提出していた同党の法案を取下げて政府案の通過に協力し、同月二十一日、二十日足らずの短期間で長い間懸案であつた売春防止法は国会を通過した。

労働省は現在売春対策審議会に官庁側の構成員として加わつている。法律成立後にも残された問題は多い。婦人少年局は今後も日本から売春をなくすための努力を続けるであろう。

（労働省婦人少年局婦人課　**内藤つね**）

売春防止法（全文）

（五・二四、昭和31法第一一八号）

目次

第一章　総則（第一条—第四条）
第二章　刑事処分（第五条—第十五条）
第三章　保護更生（第十六条—第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で売春とは対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

（売春の禁止）

第三条　何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

（適用上の注意）

第四条　この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章　刑事処分

（勧誘等）

第五条　売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一、公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
二、売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり又はつきまとうこと。
三、公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（周旋等）

第六条　売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、

前項と同様とする。

一、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二、売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で人の身辺に立ちふさがり又はつきまとうこと。

三、広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（困惑等による売春）

第七条　人を欺き若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は罰する。

（対償の収受等）

第八条　前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2　売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（前貸等）

第九条　売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる契約）

第十条　人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

（場所の提供）

第十一条　情を知って、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる業）

第十二条　人を自己の占有し若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（資金等の提供）

第十三条　情を知って、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

2　情を知って、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（両罰）

第十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（併科）

第十五条　第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

第三章　保護更生

（婦人相談所）

第十六条　都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2　婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

一、要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二、要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三、要保護女子の一時保護を行うこと。

3　婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

4　婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

（婦人相談員）

第十七条　都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

2　市は、婦人相談員を置くことができる。

3　婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

4　婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

（婦人保護施設）

第十八条　都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

（民生委員等の協力）

第十九条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一、婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）

二、都道府県の設置する婦人相談員に要する費用

三、都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四、都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五、婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2　市は、その設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の補助）

第二十一条　都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。

2　国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。

3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。

4　国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止）

2　婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。

3　前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

（地方条例との関係）

4　地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5　前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなった場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（社会福祉事業法の一部改正）

6　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）にいう婦人保護施設を経営する事業

（地方財政法の一部改正）

7　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　婦人相談所及び婦人相談員に要する経費

理由

売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、その防止を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附帯決議　参議院　法務委員会

本法案が人の尊厳、性道徳の純化、社会の善良の風俗の保持の為の画期的な立法であること、当委員会の審議に於て尚不完全な諸点が認められた経緯にかんがみ、政府は更に一段の努力を以って、

一、本法案第五条の罪を犯した女子に対する保安処分の規定を設けること。

二、売春行為を処罰対象とするか否かについては更に検討を続けること。

三、要保護女子に対する保護更生の各般の施設について徹底的充実をはかること。

四、生活保障に関する諸立法の適切な運用によって転落主因の防止につとめること。

五、本法実施に当り地方公共団体への国庫負担等の予算措置に遺憾なきを期すること。

以て本法案の目的の達成に遺憾なきを期せられたい。

ロンドンの売春婦

労働省婦人少年局婦人課

はしがき

イギリス社会生物学協会が、ロンドン大学との協力によって、一九四九年より行っていた売春行為に関する調査の結果が「街の女——売春婦の社会学的研究」（"Women of the Streets"—a Sociological Study of the Common Prostitute, edited by C. H. Rolph）と題する一冊の書物として一九五五年に公表された。

「売春防止法」がこの五月に国会を通過し、わが国の売春問題が新しい段階に入つた今日、イギリスにおけるこの調査報告書はわが国の売春問題を取扱う上に貴重な資料であると思われるので、とくにその内容の概略を紹介する次第である。

本書は十章に分かれ「調査の目標と方法」「法規・警察・治安判事と売春婦」「ロンドンの街頭売春地域」「売春婦の行状の種々相」「売春に使用する家宅」「売春婦と客との経済的心理的関係」「売春と性病・避姙・堕胎との関係」「売春婦の社会補導機関」「無所属の状態」「売春婦と同棲する男達」について多くの事例を挙げて詳述しており、附録として、ケース記録抜萃、ロンドン警視庁管区についての比較統計及びケース記録の分析が掲載されている。ここでは、紙数の都合等でその順と内容をそのまゝ追うことができなかった。なお、法務大臣官房調査課からこの書物の全訳が出されており、本文はそれに負うところが多かった。

一　調査の概要

社会生物学協会は、当初相当広範囲に亘り売春行為に関する諸問題の調査を意図したが、種々の都合で、結局ロンドンのウェスト・エンドなどとステプニーの地域における約一五〇件のケース調査に限ることになった。しかし、その範囲内では、書類調査、現地調査ともに相当詳細にわたつており「社会学的に多大の興味ある試験的結論も手早く引出すことを可能ならしめる資料である」と編者自ら云つている。書類調査は、一九四六年と一九四九年の両年度のロンドン警視庁の記録をもとにした売春行為の統計の比較研究及び一九四九年度に有罪判決を受けた売春婦一五〇人についての刑事記録局の調査書分析であり、また現在調査は、個々の売春婦が売春勧誘の疑いで法廷によばれた帰路をとらえて調査員がインタヴューを行い、特に調査票は用意せず自然の会話のうちに問題を把えるやり方で進められ、又、一方、特定の小グループとは特に親密な関係を長期にわたつて保ち観察する方法も行われた。

調査の態度として、調査員は常に「なぜこの売春婦たちは普通の女にならなかつたのか？」という疑問が念頭にあったといい、最後の感想としては、従来売春を一つの社会行政の問題として眺めていたが、売春婦の社会と接触するに及んで、これを個人の人格調整の問題であると感じるようになったといっている。

二　法規および取締について

1　法　規

一八三九年のロンドン警視庁法には売春行為に関して次の規定がある。

第五四条　ロンドン警視庁管内において道路であると盛り場であるとを問わず次の犯罪を犯した者は五十シリング以下の罰金に処せられる。

第一一項　売春婦または夜間徘徊者であって売春または勧誘の目的で、道路または盛り場を徘徊もしくは停留して居住民または通行人に迷惑を及ぼした場合。

ロンドン警視庁所属の治安係官は、右の犯行があったと認める者を令状によらず適法に逮捕することができる。

第七七条　本法によって罰金または過料に処せられた者がこれを納めない場合は、治安判事は、その犯人をその納めるべき金額が五十ポンド以下の場合に一か月以下の期間を定めて所管の刑務所または矯正院に適法に収容することができる。

ロンドン以外の大抵の都市では一八四七年の都市警察法の第二八条が適用されており、その規定内容は右のロンドン警視庁法と殆ど同じである。

右の他に、とくに売春婦を対象としている罰則が一九二四年の浮浪者取締法の第三条にある。その規定は、売春婦が街路または大通り、もしくは盛り場を徘徊して、喧噪または猥せつな所行があったときは、怠惰で治安を紊す者と見なすということになっており、これに対する処罰は一四日以下小治安裁判所で二人の治安判事の判決によれば一か月の拘留かまたは五ポンド以下の罰金である。

2　取締について

ロンドン警視庁法によって処罰された売春婦は一九四九年度において一、三九九人となっており、売春勧誘罪による処分総数は五、三一九件である。そしてこれらの売春婦の約三分の一は同年間中一回だけしか裁判所に呼出されなかったが、なかには二〇回以上も出頭を命ぜられたのが幾人かある。売春地区として二流以下の土地、たとえばウォータールー、カレドニアン・ロード、クラファム・コモンという場所では、売春婦の大多数が一年間に一回しか逮捕されていないが、一流地域になると平均年五回となっている。又ロンドンでは売春婦の猥せつ行為の場合には浮浪者取締法が適用されることになっているが、これは大抵ハイド・パークが現場で一九四九年度にはハイド・パーク内九二件、他の地域五件であった。

売春取締りに関する警察の態度は、これを逮捕するよりもその防止を目的とし、逮捕の前に先ず警告をしなければならないと指示されている。逮捕は、警告が無視されたため止むなく執られる不愉快な必要措置としてのみ行うべきものなのである。しかし、これを売春婦の側からいわせれば、法が不当に励行されているといい、その不平の主な原因は「他人に迷惑を及ぼす」の釈解の仕方にあると考えられる。

そこで現実に行われているやり方は、適当な期間をおいて売春婦達を引っ張っていく方法で、その頻度は売春婦の勧誘のしつこさに比例し、多くて月に一、二度、大抵は二、三か月に一回となっている。この限りにおいては、売春婦達も逮捕されるのを覚悟していて「売春婦だから捕まる」のだと宿命的事実として観念しているらしい。そして治安判事の前に出ると大抵はすぐ服罪を申立て、この「輪番制」を甘受し、保護観察官に廻される面倒を省く。云い渡された罰金を納めなければ刑務所に入れられ、又、罰金の他に善行誓約をとられ、そのため保証人を立てることが要求されるものもあるが、保証人を立てられないと刑務所送りになる。売春婦はこれらの措置を当然恐れているのであるが、それは、彼女達の職業活動の邪魔になるからであって、この方法によって彼女達が商売をやめる気になるかどうかの点については甚だ心もとない。大部分の売春婦は常習者で前科があり、三分の二が前科十五回から五十回、七人に一人は六十回から百回という経歴をもっているのである。しかし彼女達も、他の仕事をしたくなった時には保護観察官に助力を求められることは知っており、観察官達の親切さを認めている。警察の活動は、売春婦が転落後間もない時期に手をつければ、何ほどかの効果があるようである。

なお、娼家経営、その事務執行、経営援助等には一〇〇ポンド以下の罰金又は三か月以下の禁錮が科せられる。事情を知りながら家宅を売春のために使用せしめたものも同様である。

三　売春婦の実態

1　地域別の特徴

a　ソホー——ロンドンで最も売春の盛な地域、こゝの売春は特に職業的で商品化している。料金は一回一ポンド、三〇シリングから二ポンド。こゝで一九四九年度に売春勧誘で逮捕されたのは四五七人、いずれも常習者であり、時折売春をするものはもっとずっと多いが捕まることは先ずない。

b　メイフェア——売春地帯として最も用心深い排他的な土地柄、ここの売春婦は大抵、魅力的で情も濃やか、身なり良く趣味も或程度高い。客種も比較的よく、料金はショートタイムで三十ポンドまで。一九四九年に逮捕された売春婦の数は一九八人、いずれも常習者である。ふりのものは余りこの地区には入らぬ。

c　ハイド・パーク——売春行為の雑多性においてその比を見ない。部屋を持たなくても売春が出来る点が魅力で、若い売春婦が多く六〇%が二十代である。料金は車内が一〇シリングから一ポンド、部屋では二ポンド。一九四九年度に逮捕された売春婦は二五九八人で一九四六年度の倍以上に増加しているが、実数は更にこれより遥かに多いと思われる。

d　パディングトン——暗い通りが多く、間代が安いので、後に他の地区へ移動する新米の若い売春婦が多く、七六%が三〇才以下である。勧誘も余りはげしくなく、態度もおとなしい。一九四九年度に逮捕された売春婦の数は二二一名であるがやはり実数は遥かに多い。

e　ヴィクトリア——ヴィクトリア停車場を中心とした小地域。若い売春婦は少く、大ていどこか別の地区で売春をしていたものである。土地の雰囲気は荒れており、売春婦達もがさつで、社会的落伍者の感が強い。料金は最高三〇シリング、大てい部屋を使う。逮捕が一番頻繁で、一九四九年度には売春婦一人平均八回、逮捕されており、人数は九六人である。

f　ウォータールー——ウォータールー駅界隈、ごみすて場のようなうらぶれた土地、料金は一〇シリング位、一九四九年度逮捕者数は一二八人である。

g　ユーストン地区　主としてユーストン街とキング・クロス停車場の中間の地区、ここの売春婦は荒っぽく、この土地の社会生活を享楽している。一九四九年度逮捕数は四〇——五〇人であった。

h　ステプニー——地方からの家出娘が集り、若い売春婦が圧倒的に多い。ここに住む男の多くは有色人（マルタ島人を含む）で無宿の移民や船員たちが多い。売春勧誘はカフェや飲み屋で行われ、料金は屋外一〇シリ

シグ、屋内のショートタイムが一ポンド、オールナイトは三ポンドまでである。

これらの地区のうち、最初のソホーとそれに隣接するメイフェアをあわせて、ウエストエンドといい、ハイド・パーク、パディングトン、ヴィクトリアを加えた四つが四大売春地域と考えられ、ウェストエンドがその最も大きいもので、こゝだけで一九四九年度の逮捕件数は三、〇〇〇件以上という数にのぼっている。その他、ロンドン中いたるところに少数の売春婦が見られるが、大ていは鉄道の主要幹線各駅附近、各ドック、兵舎附近、又は空地などにたむろしている。

2　その売春行為

a　勧　誘

多くの売春婦たちは、勧誘に出なくてもすむほどに馴染の客を持つことを希望しているが、やはり、常に新しい馴染をつくつていく事が必要である。入口の階段や窓のなかから客を引いたり、街頭や飲み屋で誘つたり、時には船の中まで入りこむというのもある。又、大ていの取引きは電話ですますものもある。

又、勧誘をする対象は、余り急ぎの用事のなさそうに見える男であつて、大てい売春婦を漁りに来ている男の見分けはつくものであり、勧誘されてはじめてその気になったという男は比較的少い。従つて勧誘の言葉を使わなくても、売春婦が、自分の居る場所や態度などでそれと知れる様子であれば充分であり、はじめに話しかけるのは大てい男の方である。客になろうとする男は、売春婦が歩道を歩いていれば、車を傍へ寄せて速度を落し眼くばせをする。腰掛けていれば、傍に腰をおろして話のきっかけをつけようと試みる。飲み屋に一人で坐っていれば、男はどうだ一杯と呼びかけるなど、近づき方にはいろいろある。これを男性の「売春勧誘」とよぶことはできないとしても、この相互の認識が重要な要素をなしている。

b　売春行為

売春婦たちが提供する性的満足の形式にもいろいろあるが、それは或程度その場所により、又客の求めにもよる。戸外で、店の入口に立ったまゝとか、芝草の上や公園の腰掛を利用したり、又、屡々自動車内でも行われる。一番多いのは二人で部屋に行くのであるが、大ていは普通のホテルで、特別のホテルや売春婦の私室に行くのもある。部屋を持つことによって、売春婦は種々の客を満足せしめることができる。

c　娼　家

前述の如き「娼家」は勿論違法であつて、ロンドンでは、いわゆる妓楼はないがそれに最も近いのは、幾人かの売春婦が自分たちの手で自分たち用に経営している家で、男たちは約束によってその家を訪問し特定の女にあうというものがある。法規にいう「娼家」とは「異性の者同志が違法の性交のために出入りすることを許す場所にして、当の女性が売春婦であると否とを問わない」（一九三一年判決）とあり、又、一人の女性がそこにおいて男性たちを相手に彼女自身売春行為をなす目的で占有しているが、他の女性が同じ目的のためにその場所を使用することを許さない家は、娼家ではない」（一八九五年判決）となっている。

営業用の私室を借りる場合は、高い家賃と貧弱な設備、家主の因業さなどに悩まされるのが普通である。特別の営業所をきめておく余裕のない売春婦たちは、前述のような共同経営の場所を利用したり、ホテルの都合よく空いている部屋に連れ込めるような手筈にしておくものもある。又、娼家経営を目的の下宿屋では、女から普通の間代をとった上に、連込みの客から一人幾らと要求する。時には、独立の部屋が相集って一軒の娼家を形成しているような場合もあり「一つ屋根の下の部屋数の相当パーセントが、各部屋毎に一人ずつの売春婦が売春目的に使用していればその建築物全体を娼家とみなす」との判決（一九〇七年）を下されている。

売春婦達自身の娼家公認についての考え方はいろいろあり、賛成論は「性病をなくすため」「裁判される時間の浪費をなくすため」「客引きをしなくてもよいから」などあり、反対者は「誰彼の見境なく客をとるのはいや」「行動の自由を束縛するから」などの理由をあげている。

d　客との関係

売春婦は商品であるその肉体と仕事場を持って店を開いているようなものであつて、客との関係は先ず経済的なものであり、つねに商業原則に則ったものであつて、感情などの少しも混らぬ一箇の技術的工程を行うのである。労働時間も大たい決っていて、それほどだらしない生活をしているのではない。多くの売春婦はメイドをもっているがこれは売春婦の個人的な助手であって、訪問の受付け、予約の記帳、仕事の準備、客と客との調整などをし、大てい売春婦あがりや女達など事情に通じた者に限る。メイドの給料は一晩一ポンドが相場で、その他客からチップを取り、週の収入が二〇ポンドにもなる場合がある。

e　所　得

国の経済状態は売春婦の所得にも大いに影響する。外国兵の駐在した時代は景気がよく、その後国の経済不安の時代は売春勧誘が執拗になり、高い間代をきらつて屋外売春が増えるという工合である。こういう状態では一晩に四ポンド稼ぐのは相当骨で、一人の客を得るために二〇人位の男に誘いかけねばならない。時には逮捕されても罰金を払う金がないものさえ時々ある。もちろんこれらは個人の腕や場所柄による差が大きいが、大抵は週一〇ポンドから一五ポンドというところである。しかし、それでも、これは彼女たちが出来る他のどの仕事をするよりも収入が多いのである。

f　客の種類

客は売春婦との関係を利用して、優越感と倒錯的快感を得る。中には、売春婦の部屋から金を盗んだり、贋金をつかませたり、出来るだけ長時間ねばろうとしたり、不満足を理由に金を返せと迫つたり、暴力沙汰に及ぶこともあり、性的狂燥症のものや精神錯乱者さえある。売春婦の客達は大体次の二種類に分けられる。

(1)　神経症患者その他の人格失調者

(2)　孤独な男性（この中にも神経症的な人がある）

3　性病その他

売春婦たちは、性病検診のため定期に病院へいくと云い、中には二週間目毎に病院へ行って検診済みを証明するカードを持っているものもあるが、これは大変あやしいものである。大ていの売春婦が性病にかゝっているのだが、彼女たちも客もそれを近代的な処理によって抑えているに過ぎない。売春婦達の職業意識や程度が低いほど性病の割合は多い。

売春婦たちが最も怖れているのは性病で、その予防と避妊のためにゴム製器具の使用を客に要求するが、一〇シリングの超過払をすれば「ゴムなし」を承知する。又月経時も休みはしない。

売春婦たちは、客によって偶然妊娠した子供を生むことはなく、大てい人工流産をする。子持ちでその子が売春婦になつてから出来たとすれば、それは彼女たちが同棲している男の子である。もちろんそれ以前からの子供を抱えているものも多い。

4　売春婦の社会補導機関

特に専門に売春婦の更生を扱う機関はないが、もし彼女たちに更生の意志さえあれば、力をかす社会機関はたくさんある。例えば未婚の母なら宗教団体や一般団体の保護があり、神経症患者なら診療所や施設で治療してもらえる。しかし今日は、やむなく売春をしているというようなものはあっても極く僅かで、大ていは、この仕事がいやになるか、金がうんとたまるとかしなければやめないだろうし、救済運動も余り効果はなさそうである。職業紹介所や補導所も彼女たちに対し適当な扱いに欠ける場合があり、精神的不具者保護法、青少年保護法等の運用も満足すべきものとはいえない。しかしこれらの機関や事業の意図の失敗は当の機関にあるというより、むしろ保護を受ける側、即ち、売春婦たち自身の性格の中にあると思われる。

5　売春婦の略歴等

調査対象となった売春婦たちの七〇%がロンドン生れではなく、彼女たちがロンドンへ出て来た平均年令は二〇才である。自分の育った家庭については詳しく述べることを嫌うので詳細は不明であるが、圧倒的多数は労働階級の家族の出身であると推測され、少年犯行者としての記録等からして、その家庭の状況が不満足なものであったことは疑いない。

一一%余が少年犯行者として処理を受けたことがあり、成人後売春婦勧誘前に他の罪で刑を受けたものは一三%余ある。売春勧誘初犯の年令は平均二三才六か月、二〇才から二六才までが六割をしめている。

学歴は、不明を除いた残りの七五%は小学校で、中学程度以上の教育を受けたものは一割弱である。

職歴なしと答えたものは二人しかなく大てい何かの仕事をした事があるのだが、殆ど熟練を要せず給料が安く将来の見込もないような仕事ばかりで、例えば、家事労務者、女給、酒保の手伝女、食品係、台所係、見張番などで、農業労務者は極めて少い。多くの女たちは転々と仕事を変えて落着かぬが、又、それと同数位のものは一つの職場に長く勤め、結婚、婚約破綻又は私生子を生むなどの出来事のため今までの生活様式がこわれて不安定性をもつようになったものである。

結婚については既婚者五八%、独身者三〇%である。全体の三五%は嫡出子、二二%は私生子を抱えているが、子供を手許においているのは僅か六人で他は親類、施設、里親などに預けている。

交友関係としては大てい売春婦同志のつき合いがあり、又、殆どのものが犯罪者に友達をもっていて、これと同棲しているのが二三人もある。

同棲している男たちについては一八九八年の浮浪者取締法で、事情を知りながら売春による所得に依存する場合六か月の禁錮刑が定められている。この取締の精神は売春婦を強制と搾取から解放するものであったが、今日は社会条件の変化によってそれ程の必要はないが、売春婦達が情夫を持つのは孤独の生活からくる不快さのためなのである。この男達も又社会的適応性を欠いた傾向が顕著である。

最後に転落の原因であるが、これには種々の要因があって単独に取り出してみることは困難且つ危険であるが、大別して三つに分けて、一は、特に動機となった特殊な経験のあるもの、二は売春生活に入る前の環境、三は、女の人柄と考えられる。又売春の原因となる傾向のある社会的な条件を強度の順にあげると家出、環境又は仲間の影響、不良家庭、結婚解消、私生子出産、慢性的不安定などがある。しかし、これらは単独ではおこらず少くとも二つの条件の結び付きによって売春に導くのが普通であり、又同じことでも或ものには重大な原因であり、他には何の影響もないという場合もある。又、貧困や経済的な理由が「促進的」要因となるのは疑いないが、金銭の魅力が威力を発揮するのは、専ら前述のような特別な人格をもち、特別な社会的境遇のなかにおかれた女性の場合に限られるのであつて、売春という職業が成立つ根本的原因とは別個の問題と考えられる。

労組婦人のページ

○一九五五年の婦人の組合組織状況

一九五五年六月現在、全産業における婦人雇用者数は四七九万人、そのうち組合員数は一四七万三、七三四人、組合員総数の二三・八％を占めています。

次に婦人組合員の婦人雇用者数に対する組織率は三〇・八％で、五四年とくらべて婦人雇用者数三二万、組合員数九万二、〇〇〇といずれも増加しているため五四年とほぼ同じといえます。

産業別に婦人組合員の状況をみますと、婦人組合員数が最も多いのは製造業の五七万九、四七六人―このうち約半数は紡織業―総組合員数の二九・九％、次がサービス業の三〇万八、三一五人（総組合員数に対する婦人の割合は三三・三％）、運輸通信及びその他の公益事業一七万七、七八五人（一二・〇％）、金融及び保険業一一万七、五九〇人（三八・一％）、公務一一万五、〇五一人（二一・二％）、建設業八万〇、五八三人（二五・一％）、卸売及び小売業五万八、二八六人（三五・一％）、鉱業二万七、六八七人（七・三％）の順となっています。

又婦人の組織率が一番高い産業は運輸通信業及びその他の公益事業の八〇・八％、以下公務七六・七％、鉱業五五・四％、建設業四二・四％、製造業三三・九％、サービス業二七・五％、卸売小売業及び金融保険不動産業一八・〇％となっています。

付表 I　産業別、単位労働組合数及び組合員数

（1955 年 6 月 末現在）

産業	組合数	組合員数 総数	組合員数 女	組合員数 男	組合員数 総数に対する女の率
		人	人	人	%
全産業	32,012	6,185,348	1,473,734	4,711,614	23.8
農業	116	4,965	1,051	3,914	21.2
林業及び狩猟業	463	58,150	6,002	52,148	10.3
漁業及び水産養殖業	156	59,563	903	58,660	1.5
鉱業	1,058	378,088	27,687	350,401	7.3
建設業	1,860	320,660	80,583	240,077	25.1
製造業	9,620	1,937,348	579,476	1,357,872	29.9
卸売及び小売業	1,715	165,863	58,286	107,577	35.1
金融及び保険業	1,449	308,508	117,590	190,918	38.1
不動産業	12	1,902	700	1,202	36.8
運輸通信及びその他の公益事業	7,541	1,479,324	177,785	1,301,539	12.0
サービス業	4,890	925,831	308,315	617,516	33.3
公務	3,108	543,047	115,061	427,996	21.2
分類不能の産業	24	2,099	305	1,794	14.5

（労働省労働統計調査部調労働組合基本調査）

付表 II　産業別、女子組合員の労働組合推定組織率

（1955 年 6 月）

産業別	女子雇用者数	雇用者数に対する組合員の率
	人	%
全産業	4,790,000	30.8
農林業	350,000	2.0
漁業及び水産養殖業	20,000	4.5
鉱業	50,000	55.4
建設業	190,000	42.4
製造業	1,710,000	33.9
卸売・小売業及び金融・保険・不動産業	980,000	18.0
運輸通信業及びその他の公益事業	220,000	80.8
サービス業	1,120,000	27.5
公務	160,000	7.67
分類不能の産業	0	―

注 1）雇用者数は総理府労働力調査による
　 2）産業は日本標準産業分類大分類別

○全医労第七回婦人部全国会議

全医労（全日本国立医療労働組合）第七回婦人部全国会議は、組合の大会に先立つ去る五月二十四日、松山市において、代議員五十人を集めて開かれました。

中央、地方それぞれからの経過報告ののち、本部提案の本年度運動方針について、目標、具体的活動の進め方等を協議して、次のとおりの決定をみました。

1 増員を要求する

具体的には（イ）産前産後休暇、生理休暇、病気休暇の予備定員の確保、（ロ）病棟看護婦の定員化、（ハ）断続勤務（勤務時間中、仕事の暇をみて二、三時間の休憩をとり、又仕事をつづける勤務方法）の廃止。

とくに、産休、生休、病休の予備定員の確保については、署名運動等を通して国会へ強く働きかける一方、綿密な調査を行って、要求する際の基礎資料とすることが必要である。

2 待遇改善、労働条件をよくする

日常の身近かな問題として（イ）託児室等の福利施設の設置、（ロ）仮眠室、休憩室、入浴場、宿舎等の職場施設の設置、（ハ）通勤、寄宿舎住込の選択の自由を認めてもらう。（ニ）伝染病棟勤務者に危険手当を出す。（ホ）被服の支給、（ヘ）准看護婦の進学問題をとりあげる、（ト）一生看護婦として過した人々のために、共済組合に対して老人ホームの要求をするよう支部内で話し合う、等。

そのほか以上のような運動目標を進めてゆく上に運動基盤となる組合員どうしの気持の融和をはかること、現在国、公、私立を問わず参加している医療婦人の集いを相互扶助の話し合いの場として、もっとひろげてゆくこと、ロマンチックな職業として考えられがちな医療機関の実情を社会一般にひろく知らせ、理解を深めてもらうことが協議されました。

◇五月の婦人会の動き◇

二日　「売春防止法案」が政府から国会に提出された。今回の法案には、取締規定のほか婦人相談員、婦人保護施設の設置等の保護更生規定が含まれている。

二日　このたび政府から提出された「売春防止法案」の前途は必ずしも楽観できないものであると、平林たい子氏ほか売春対策に深い関心をもつ婦人たちが、午後、参議院会館にあつまり懇談会を開き、今国会での成立を期するための対策をねった。

七日　主婦連合会（奥むめお会長）では全国の婦人活動の中心とするため、「主婦会館」を東京都千代田区麹町六番町（国電四谷駅前）に建築中であったが、このほど落成式を行った。同館は、美容室・宿泊室・家事実習室・料理実習室・日用品試験室・衛生相談室など主婦向きの設備が完備し、ホール・結婚式場も備え、総工費一億一千二百余万円、地上五階地下一階、総建坪七百十六坪である。八日から十一日間にわたって「開館記念祭」が催された。

十三日　東京都、母の日東京都協議会共催の「母の日大会」が日比谷公会堂で催され、赤いカーネーションを胸に飾った母と子約千八百名が参集した。引続き午後からは、全国未亡人団体協議会主催による「全国母子家庭のど自慢コンクール優勝大会」が行われた。このほか、全国各地に母親の労苦をねぎらうための各種の行事が催された。

十三日　朝日新聞ひととき欄の投稿者たちの「草の実会」第二回総会が、東京・新宿の文化服装学院で開かれた。全国各地から集った約五百名の会員たちは一年間の歩みを語りあったのち、新しく事務局を設け、一層緊密に手をつないでゆくこととなった。

十六日　東京都墨田区選挙管理委員会では、同区内向島地区の婦人団体代表三十四名を招いて、「公明選挙推進話合いの会」を開き、家庭の主婦に選挙の真の意義を徹底させることについて話しあった。

十八日　「売春禁止制定貫徹全国大会」が午後一時から朝日新聞社講堂で催され（主催＝売春禁止法制定促進委員会）、政府提案の「売春防止法案」の内容は不備の点もあるが、当面の売春問題解決の第一歩として参議院でも速かに成立を期することを要望する旨決議し、ただちに（衆議院は五月十五日可決）、参議院議長に対し陳情を行った。

二十一日　「売春防止法」が国会を通過成立した。この法律は、昭和二十二年以来五たび提出され、第二、第十五、第十九、第二十一国会において審議未了第二十二国会では衆議院法務委員会で否決され陽の目をみることができなかったのであるが、今回は世論の力、とくに婦人団体の活発な運動に押され、二十日間のスピード審議でついに成立したものである。しかし、わが国にとって画期的な同法が、なお不完全なものであるとして、保安処分並びに売春行為自体の取締等につき、さらに検討を要することの付帯決議が参議院でなされたので、全面的実施までの二年間に法律施行の準備がどのように運ばれてゆくかが注目される。

二十二日　「東京母親大会」が豊島公会堂で開かれ、（主催＝東京母親連絡会）約二千人の母親代表が、子供のしあわせと母親のしあわせについて話合い、「生命を生みだす母親は生命を育て生命を守ることを望んでいる」とのスローガンを決め、「原水爆反対」、「家族制度の復活反対」を申合わせた。

二十三日　米国PTAの招きで、アメリカのPTAとひざを交えて話合おうと全国のPTAお母さん八名を含めた日本PTAアメリカ視察団一行（五十五名）が、羽田を出発した。サンフランシスコで行われる全米PTA年次総会のゲストとして出席するほか、シカゴ、ニューヨーク、ワシントンなどの教育施設を視察したり意見の交換を行い、約二週間滞在する予定である。

二十五日　尼崎市連合婦人会（岩井加嘉会長）では日活映画「太陽の季節」は性の問題を興味本位に扱い未成年者に悪影響を及ぼすものであるとし、未成年者観覧禁止を青少年保護対策協議会に提案した。また全国婦人団体に呼びかけ上映反対運動を起すことになった。

二十六日　南アルゼンチンにはじめて日本人経営の羊毛工場が設置されることになり（日本毛織）、瀬川トシエさん（26）ら七名の婦人が現地女子工員の技術指導のため、羽田発空路出発した。

二十九日　国際結婚の悲劇を解決し、国際間のしこりを一掃しようと、二十九日から約三週間の予定で海外居住者の扶養義務の承認および執行に関する国際会議がニューヨークの国連本部で開会され、加瀬国連大使ら日本代表五名が出席した。これは、〃昨年の同連経済社会理事会で起草された国際条約の草案を正式な条約として成立させるためのものであって、たとえば国際結婚に破れ夫に捨てられた妻子のために国連が代って扶養料を取立てるもので、この種の泣寝入りの多い日本としては同条約の成立が期待されている。

三十日　主婦連合会では、東京都が現職の都会議員に対し、一期あたり二十五万八千円、総額三千五百万円の退職金を慰労金の名目で支給することを考えていることにつき、〃都民が重税にあえいでいるとき、都民の代表である議員の退職金は自粛するよう取りはからってほしい〃と申入れた。

三十一日　「歌声運動」の指導者関鑑子氏のスターリン国際平和賞授賞式がモスクワのクレムリン宮殿で行われた。

女子の就業者数と完全失業者数 (1956 年 1 月)

産業別		女子	男子	男女計中に占める女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
総数		千人 15,110	千人 23,740	% 38.9	%	千人 +820
就業者	自営業者	2,450	8,130	23.2		+270
	家族従業者	7,690	3,730	67.4		+ 30
	雇用者	4,960	11,880	29.4	100	+520
	農林業	120	460	20.7	2.4	+ 60
	漁業及び水産養殖業	10*	130	7.1	0.2	− 20
	鉱業	50*	390	11.4	1.0	+ 10
	建設業	230	1,180	16.3	4.6	+ 40
	製造業	1,830	3,830	32.2	36.9	+110
	卸売，小売，金融，保険，不動産業，	990	1,730	36.4	20.0	+ 90
	運輸，通信その他の公益事業	270	1,740	13.4	5.4	+ 40
	サービス業	1,310	1,500	46.5	26.4	+220
	公務	140	930	13.1	2.8	− 40
完全失業者		260	430	38.2		+ 10

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 —総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

(1956 年 1 月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	円 8,756	円 20,588	% 42.5
鉱業	8,055	18,629	43.2
製造業	7,638	20,036	38.1
卸売及び小売業	9,860	20,633	47.8
金融及び保険業	12,567	25,608	49.0
不動産業	10,197	22,941	44.4
運輸通信及びその他の公益事業	12,222	21,366	57.2
建設業	6,661	14,207	46.9

—労働省労働統計調査部調—

婦人少年局ニュース

○農山・漁村の婦人の地位をたかめる運動が次の実施要領により行われます

一、目的　農・山・漁村においては、地理的、経済的な諸条件により、その生活環境の近代化が十分行われておらず、一般に封建的な生活慣習が残存しているため、その家庭生活も明るく近代的なものとはいい難いものが多い。ここにおいて、家庭を明るくするために、農・山・漁村の婦人が一層その力を発揮するようにうながし、さらに家庭の成員である男子の理解と協力を得るとともに、社会における家庭の意義について一般の認識を深め、もつて婦人の地位の実質的向上及びわが国の社会的進歩に寄与することを目的としてこの運動を行う。

二、期間　昭和三十一年七月十五日―八月十日

三、対象　全国の農・山・漁村の男女

四、重点

1、近代社会における家庭の本来的役割りについての認識を深める。

2、日本の家庭を明るくするにはどうすればよいかについて検討するとともに、そのため婦人の力を発揮するようにうながす。

五、方法

1、懇談会の開催

2、報道機関による宣伝

3、資料の活用（婦人少年局発行の既存資料を活用する）

〔備考〕　この運動は「みんなで日本の家庭をあかるく」というスローガンのもとに開催した第八回婦人週間の趣旨を農・山・漁村において、さらに浸透させるために行うものである。

○労働者家族問題に関する懇談会が開催された

六月二十六日、婦人少年局では労組幹部を招き、同局において「労働者家族問題に関する懇談会」を開催した。懇談は、福利厚生施設、家庭経済、生活技術、労働者家族組織の各事項について、現在労組がとつている家族のための福利対策、今後の方針、実施についての経営者との提けいの問題等についてなされた。出席労働組合は次のとおり。

全日本労働組合会議、全日通労働組合、全日本港湾労働組合、全日本海員組合、全日本造船労働組合、全国石炭鉱業労働組合

昭和三十一年七月一日　印刷
昭和三十一年七月五日　発行
婦人と年少者　第四巻第七号
定価　五十円　〒四円
編集人　久米愛子
発行人　平林たい子
印刷人　石井完一
東京都新宿区山吹町三〇五
東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
（日本職業指導協会内）
発行所　婦人少年協会
電話九段(33)　九五九七
九五九八
振替口座東京一〇七九一四

戦後における婦人問題文献目録 (4) (* 印は単行本)

(1) 書名	著者 発行所 巻号	発行年
(II. **女性史** つづき)		
佐保哀歌 —上代史の女性と保育—	高橋さやか，保育 (7—1)	52
明治女子教育史 (1) —明治初年の方針とその変遷—	土屋忠雄，中学［職家音体］教育技術 (2—3)	〃
〃 (2)	〃 (2—4)	〃
*日本歴史の女性 —卑弥呼から宮本百合子まで—	川崎庸之 佐山 済共編，御茶の水書房	〃
文化活動に参与した婦人(12)	学苑 (14—3)	〃
〃 (15～18) —明治・大正・昭和三代概観—	〃 (14—6～9)	〃
明治時代の女子教育機関(2) —教課過程における家庭科の位置から見た—	常見育男，家庭科教育 (26—7)	〃
日本女性史研究について	辻村輝雄，日本歴史 (52)	
文化活動に参与した婦人(20)	福尾猛市郎，学苑 (15—3)	53
鎌倉時代における女性の財産について	山口大学文学会誌 (4—1)	〃
*日本女性史 (訂)	井上 清，三一書房 (京都)	〃
*日本女性史	M.R.ビアード (加藤シヅエ訳)，河出書房	〃
*フェミニズムの歴史	玉城 肇，理論社	〃
*おんな日本史	高木健夫，鱒書房	〃
三代の思春期	古谷糸子，人物往来 (2—12)	〃
古代日本の女治	洞 富雄，史観 (41)	54
女性司祭先行について	〃 日本歴史 (76)	〃
ペンに生命を托して —生きている働く女性史—	西 清子，婦人公論 (8 月号)	〃
声の奉仕者 —生きている働く女性史—	〃 〃 (9 月号)	〃
生きている働く女性史	〃 〃 (10～12月号)	〃
平安朝時代の女性	赤木志津子，社会学歴史 (4—8)	〃
婦人と后宮生活	赤木志津子 国文学解釈と鑑賞 (20—4)	55
貴族女性の愛と結婚	〃 (〃)	〃
母家長としての女性神人	洞 富雄，史観 (43—44)	〃
III. **婦人と政治**		
1. 婦人の解放		
*英国婦人政権運動史	長 寿吉，桜菊書院	47
日本婦人は解放されたか	鷲沼登美子 他 (座談会) 婦人の世紀 (3)	〃
婦選運動昔がたり	奥むめお 〃 (〃)	〃
婦人の解放	原田 実，教育と社会 (3—10)	48
ノラと中国 —魯迅の婦人解放論—	竹内 好，女性線 (4—4)	49
さ迷うイヴたち —女性解放に関する一考察—	北 鬼助，〃 (〃)	〃
解放以後の女性 —働く若き友へ—	西 清子，女性改造 (4—5)	〃
*女性の解放	岳野慶作，中央出版社	〃
「女性解放」私見	渡辺一夫，女性改造 (4—10)	〃
カルチニの再生 —インドネシア女性解放の花—	菊池三郎，女性線 (4—11)	〃
*近代日本女性の解放 (女性新書)	田中惣五郎，印刷庁	〃
*婦人の解放 —のびゆくちから—	藤目テル，社会書房	
*ミル・ベーベル婦人解放論 (社会思想新書)	山川菊栄，鱒書房	
民国初期の婦女解放運動(1)	三上諦聴，竜谷史壇 (32)	〃
流れのままに —昭和婦人解放史 I—	帯刀貞代，婦人公論 (1 月号)	50

(2) 書名	著者 発行所 巻号	発行年
岐路に立つ —昭和婦人解放史 II—	〃 〃 (2 月号)	〃
イヴの末裔 —昭和婦人解放史 III完—	〃 〃 (3 月号)	〃
*婦人解放の歴史 —ベーベルの人と作品—	ダイジェスト・シリーズ刊行会編，ジープ社	〃
*婦人の解放と産児制限 (女性新書)	山本 杉 社会教育連合会編，印刷庁	〃
*婦人解放論	J.S.ミル (守田義広訳)，ジープ社	〃
中国に於る婦人解放の現状 —魯藜「紅旗歌」と獅子文六「自由学校」—	中国語雑誌 (6—6)	〃
服従と解放	丸岡秀子，婦人の世紀 (11)	〃
婦人運動の新しい段階	奥井幸子，前衛 (52)	〃
*女性は解放されたか	櫛田フキ，他，三一書房 (京都)	51
民国初期の婦女解放運動(2)	三上諦聴，竜谷史壇 (34)	〃
昭和婦人解放運動史(上・下) —太平洋戦争に突入するまで—	平塚らいてう，女性改造 (6—5，7)	〃
女性解放と女教師	高田なほ子，改造 (33—9)	52
婦人解放論の先駆者 —ウルストーンクラフト—	大塚金之助，婦人朝日 (7—11)	〃
*婦人の解放 —婦人と基本的人権— (新文化選書)	青山道夫 後藤 清 共著 法律文化社(京都)	〃
婦人は何を考えているか	労働省婦人少年局 (婦人・調査資料 10)	〃
生きている婦人解放史(1) —山川菊栄女史の生涯をたどって—	山川菊栄 帯刀貞代 (対談)，婦人公論 (6月号)	53
〃 (2)～(5)	〃 〃 〃 (7～10月号)	〃
清代に於ける婦人解放論	[illegible]，日本中国学会報 (4)	〃
婦人の参政権に関する条約	婦人と年少者 (4—6)	55
2. 政治論		
米国の婦人の立法的活動	国会 (7)	48
革命と婦人 (1)	鶴見和子，思想の科学 (4—3)	49
*女性のための政治論	羽仁説子，三元社	〃
女性の政治的関心を阻むもの	蠟山政道，婦人公論 (2 月号)	50
日本の女性に訴う —平和問題と女性の立場—	大山郁夫，新女苑 (14—4)	〃
婦人の政治との権利	労働省婦人少年局 (婦人海外資料 8)	〃
婦人の市民意識	山川菊栄 労働統計調査月報 (3—4)	51
婦人の市民意識についての調査	労働省婦人少年局 国立世論調査所 共編 (婦人・調査資料 6)	〃
婦人と政治	北岡 勲，机 (3—10)	52
政治と婦人	住谷悦治，政界往来 (18—11)	〃
婦人と平和について	清水幾太郎，婦人公論 (7 月号)	53
婦人の政治的権利に関する条約等の紹介	外務省国際協力局第一課，同左	〃
原水爆禁止運動と婦人の役割	民科東京支部婦人問題部会 国民の科学 (3)	55
3. 政治教育		
輿論調査から見た政治意識	神谷 茂，女性線 (4—9)	49
新しい政治教育	山川菊栄，社会教育 (6—4)	51
アメリカ婦人の市民活動	労働省婦人少年局 (婦人・海外資料 10)	〃
台所と政治 —団結した主婦たち— (婦人団体シリーズ第 2)	奥むめお 全日本社会教育連合会，印刷局	52
婦人と政治教育 —わが教育委員会 (24)—	逸見嘉一，教育委員会月報(22)	〃
婦人の政治教育	労働省婦人少年局 (婦人・海外資料 17)	〃

(以下次号につづく)

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可　昭和三十一年七月五日発行（毎月一回五日発行）　婦人と年少者　（第四巻第七号）　定価五〇円（送料四円）

夏は
元気な方でも…
ミネビタールが
必要です！

SANKYO

夏は、肝臓の働きが弱まりビタミンやミネラルが体内にゆきわたらず、夏まけを起しがちです。
毎日一錠　ミネビタールをおのみ下さい！
ミネビタールは、肝臓の働きを強める肝臓エキスと、12のビタミン、11のミネラルを含み、無駄なく早く効めを現わす独特の綜合ビタミン剤です。
30錠 480円 100錠 1,150円

東京・銀座　三共株式会社

婦人少年協会編
百万人の愛唱曲集
A6版 132頁
定価 60円
〒8円

心の友となる、おまちかねの愛唱歌曲百二十六曲を皆さまに送ることになりました。歌唱指導に、コーラスに、親しみやすく、すぐ役に立つテキストとして、一人で一冊は必ず持ちましょう。

団体責任者で御希望の方へ　実物見本贈呈致します。（送料八円同封の事）

左記により予約申込を受けます

○百名以上より団体予約申込に限り、一部五十円
○三百部以上御申込の団体には、サービスとしてその会歌・工場歌・団歌・校歌等御希望の曲を挿入いたします。
○申込先

東京都文京区西片町十番いの五五
シンフォニー楽譜出版社
振替　七八四四二
電話　小石川(92)二六三七